

1. 議事日程

〔平成26年第1回安芸高田市議会3月定例会第6日目〕

平成26年 2月26日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第20号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第21号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第22号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第23号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第24号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第25号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第26号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第27号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第28号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第29号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第30号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第31号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治

17番 金行哲昭

18番 塚本 近

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

12番 宋戸邦夫

13番 山本 優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市 長	浜田一義	副 市 長	藤川幸典
教 育 長	永井初男	総 務 部 長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市 民 部 長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水 勝
産業振興部特命担当部長	小田 忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教 育 次 長	沖野和明	消 防 長	久保高憲
会 計 管 理 者	森川 薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本 修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総 務 課 長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平 修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (5名)

事 務 局 長	外輪勇三	事 務 局 次 長	山中 章
総 務 係 長	森岡雅昭	主 任	大足龍利
主 任	宗近弘美		

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において12番
宍戸邦夫君、及び13番 山本優君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~
日程第2 議案第20号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第3 議案第21号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予
算（第3号）
日程第4 議案第22号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第3号）
日程第5 議案第23号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
（第3号）
日程第6 議案第24号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正
予算（第3号）
日程第7 議案第25号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第26号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補
正予算（第4号）
日程第9 議案第27号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第10 議案第28号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備
事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第29号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予
算（第3号）
日程第12 議案第30号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正
予算（第1号）
日程第13 議案第31号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4
号）

- 塚本議長 日程第2、議案第20号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第13、議案第31号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

本案12件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

平成26年2月21日付で予算決算常任委員会に付託のありました、議案第20号から議案第31号までの12件の補正予算審査の結果について報告をいたします。

付託されました12議案について、2月25日に予算決算常任委員会を開き、市長、副市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第20号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ5,300万6,000円を減額し、予算の総額を220億2,891万8,000円とするもので、年度末を迎え、確定した事業費等の予算調整や計数整理が主なものであり、その他では、緊急を要する事項として、市が管理する施設等の修理や除雪費用についての計上がなされておりました。

審査の中で出された特徴的な質疑や意見は次のとおりです。

総務部の審査におきまして、委員より「『新庄学園活動支援補助金』を計上した経緯についての詳細を。」との質疑があり、執行部より「現在、安芸高田市から多くの生徒が通学しており、また卒業生も多数おられることから、活動支援という見地で、近隣市町の状況を考慮し、総合的に判断して計上したもの。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきまして、委員より「過疎地域自立促進基金1億5,092万円の積立金の目的を明確に求める。」質疑があり、執行部より「ソフト事業について、過疎債の限度額が、国からの通知で年度当初に比べ増額となったため、安芸高田市過疎計画に基づくソフト事業の実施に当たり、財源的に有利な過疎債を、次年度以降に有効活用するため、基金として積み立てるもの。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より「障害者自立支援訓練等給付事業費で1,000万円の増、障害者福祉事業費で480万円の減となっているが、当初からの計画との関係はどうだったのか。」との質疑があり、執行部より「障害者自立支援訓練等給付に要する経費増額の主なものは、清風会のグループホーム新設・移設拡張に伴う定員の増員による、施設入所者の施設訓練等支援費の増額である。また、重度障害者外出支援サービス事業委託料の減額は、お太助タクシーチケットの交付を、当初100%の利用率で見込んでいたものを70%程度に置きかえて補正額を計上した。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より「たかみや湯の森財政援助補助金について、今後も経営が厳しい状況が継続すると思われる中で、5年10年後の長期的な観点に立った議論が必要ではないか。」との質疑があり、執行部より「地域の方々の利用を促し、利用者を増やす取り組みとともに、今後の維持管理経費を見据えて、効率的な運営を含め、法人化へ向けて取り組んでいる。経営が継続的に成り立つよう、適正な指定管理料金の見直しも含め、継続して経営ができる環境を今後求めている

く必要があり、市としてもしっかりとした指導助言をする必要があると
考えている。また、市民の健康福祉に向けての施設利用等が現在増えて
いる状況があり、今後においては、福祉分野と連携し、こうした特色を
前面に打ち出す形で市民の方々の利用を増やし医療費の削減を含めた取
り組みを担う施設としても進めていきたい。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきまして、委員より「総合型地域スポーツクラ
ブ補助金において、日本スポーツ振興センターの『スポーツ振興くじ助
成金』が不採択となったため、年度途中で減額しているが、スポーツク
ラブへの影響はないのか。」との質疑があり、執行部より「不採択の通
知が年度途中にあったが、クラブとも協議を行い、助成金そのものは不
採択となったものの、事業そのものは実施されているため、状況を見な
がら市の一般財源での支出を考えている。次年度以降については、総合
型地域スポーツクラブの活動を全市的に考え、補助金の体系を整理した
い。」との答弁がありました。

次に、議案第21号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）」から、議案第31号「平成25年度安芸高田市水道事業会
計補正予算（第4号）」までの11件の特別会計等の補正予算については、
ほぼ全ての特別会計が年度末による事業の精算見込みによる増減が主な
内容でありました。

審査終了後の討論において、一般会計補正予算について、「『新庄学
園活動支援補助金』への100万円の計上の説明は理解をするものである
が、出てきた内容の精査にあたっては、一定程度のルールを定めて予算
の計上をされるよう意見を付し、賛成とする。」との討論がありました。

採決に当たり、各会計の「歳入・歳出」とともに、補正額、補正内容等、
適正であると認め、議案第20号から議案第31号までの12議案について、
全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はあり
ませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案12件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第
4号）」の件から、議案第31号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補
正予算（第4号）」の件までの12件を一括して起立により採決いたしま
す。

本案12件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案12件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案12件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 一般質問

○塚本議長 日程第14、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

9番 水戸眞悟君。

○水戸議員 おはようございます。9番、会派絆の水戸眞悟でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

通告事項に入ります前に前段ではございますが、昨年来、3月、6月、9月の定例会議会におきまして、市長に所信を伺った案件について少し申し述べます。

1つには、県道吉田邑南線、つまり陰陽神楽街道についての一層のイメージアップの案件でございます。

このたび、神楽門前湯治村付近におきまして、神楽ばやしをアレンジした「メロディーロード」が延べ270メートル、19秒間にわたって工事着手となりました。関係者の評価の声をお伝えいたしますとともに、今後とも神楽とともにある独自の地域イメージ戦略を期待するところでございます。

また2つ目には、中国自動車道と観光誘致施策についてでございます。北の玄関口として利用頻度の高い美土里バス停の駐車場拡張整備についての御尽力に、安芸高田市民一様の理解と評価を得ておるところでございます。

なお3つ目には、先の市長による新年度主要施策方針についてでございます。

総体的にはハードからソフトへの軸足の変換が読み取れたところでございます。二十数項目にわたります新規事業の内容を見ましても、それをうかがい知ることができるところでございます。中でも早速に、安芸高田市農林水産業に対します鳥獣被害対策について、新年度では、安芸高田市鳥獣被害対策実施隊の編成に取り組む旨の表明がありましたことは、私、一農業者としましても一定の安堵感を覚えておるところでございます。

このように、金額的にはさることながら、随所にきめ細やかな行政施

策の推進を今後とも展開されるよう望むところでございます。

さて、本題に入りますけれども、保育所の規模適正化計画についてでございます。

平成23年3月に策定されました本市の保育所規模適正化推進計画に基づいて、先の中国新聞報道にもありますように、美土里町において公立2保育所、ひまわり保育所とみどりの森保育所の統合再編計画が平成27年度を目途に進められております。

過日、向原こぼと園の落成を見たばかりではありますが、関係地域におけますこれまでの地元各種協議や説明会の中で統合に関する課題や問題点が浮上し、地域や保護者会などからの要望事項も整理して、過日市長に提出されております。

本市におけます人口減少は既に3万人を割り込む様相にありますが、美土里町におきましても、合併時は3,300人が既に2,941人にまで減少いたしております。その高齢化比率は45%までに達しておるところでございます。

このような超少子高齢化の中で、平成26年度は、両保育所を合わせて幼児が64名の見込みとなるなどの厳しい状況でございます。施設整備や安全施設の整備充実などをはじめとして、保育環境の安全・安心の確保・充実には今後相当の財政、あるいは財源負担を要すると思われま

す。安芸高田市域全般の保育所適正化計画に、その先がけとなる美土里町のこの事業として、今後の財政措置について、市長はどのようにお考えかをお伺いいたすところでございます。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

美土里町の公立保育所の「規模適正化推進計画」についてのお尋ねであります。

本市では、平成23年3月に、多様な保育ニーズへの対応と効率的な保育所運営を図るために、「安芸高田市保育所規模適正化推進計画」を策定いたしましたところであります。この計画は、今後の園児数の減少に伴う保育環境への影響等を踏まえ、公立保育所の適正配置などのあり方について定めたものであり、小学校の規模適正化に掲げる配置計画に即して、各小学校区に1保育所を基本に配置することとしております。

とりわけ、美土里町においては、合併前の平成15年に、町内4小学校の統合が行われ、現在の美土里小学校の1校に集約化されたところでございます。

御承知のとおり、近年の少子化の影響で、年を追うごとに、園児数が減少してきております。こうした傾向は、特に美土里町の公立保育所におきましては顕著であります。この5年間で3割の園児数が減少するなど、少子化が深刻な状況となってきております。このまま少子化が進めば、

園の活気の低下を招くだけでなく、集団の多様性を生かした保育や発達段階にあわせた集団遊びなどが困難となり、児童がたくましく育つという保育環境に影響があるものと懸念されるところであります。

このため、美土里町における今後の園児数の減少等を踏まえ、「保育所規模適正化推進計画」に掲げる基本方針等を、保護者をはじめ、地域関係者等に説明させていただくなど、2つの公立保育所の統合に向けた具体的な取り組みを、昨年来、推進しているところでございます。

議員も御指摘のように、これまでの説明会やひまわり保育所の保護者代表から出されておられます要望書におきましても、統合までに解決すべき課題や問題等もかなりあるものと認識しております。

いずれにいたしましても、近く立ち上げを予定しております統合準備に向けた「規模適正化推進委員会」において、これらの課題・問題点等について、御検討を賜りながら合意形成を図っていきたいと考えております。

なお、施設整備や安全確保の充実等に伴う財政措置についての認識でございますが、現在、市といたしましては統合後の園舎は、みどりの森保育所の活用を予定しておりますが、ひまわり保育所の保護者代表から提出いただいております要望書の内容につきましては、みどりの森保育所の保護者や保育現場の職員等の意見も踏まえ、実態を把握する中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 一定の答弁をいただいたように思います。

この保育所につきましては、平成8年度あたりに両保育所を建設した経緯があると思っております。したがって、この保育所の適正配置化の計画につきましては、できる限り老朽化した保育所から統合をとというような御意見もあったように伺っておりますし、計画内容を見ますとそういった形のものもございました。私どもで見ますと、どちらもまだまだ老朽化しておりませんし、施設的にはもっとも今後とも耐えていけるというふうな認識を地域ともども、持っております。

そういうことになりますと、新たにみどりの森保育所のほうへという意向が強いようでございますが、先日も、去年の7月8日というふうにも覚えておりますけれども、市長のほうに、保護者をはじめ地域代表9名ができる限り保育環境の充実を目指してやっていただきたいという要望書を提出いたしております。

主には、今のひまわり保育所からということになりますと非常に遠路になる、あるいは保護者の送迎が基本的にこの保育所の存立というかそういう議論になってまいりますので、朝夕の送迎等々にしても、いわゆる北生地域、つまりひまわり保育所地域の保護者から見ればちょっと難儀があるんじゃないかといったような議論もされておるところでございます。



また、自然災害の危険性、これもハザードマップ等を見ましても崖地あるいは今後の災害危険箇所と隣あわせているというような議論もございましたし、あるいは現在のみどりの森保育所周辺におけます交事情等々、あるいは中学校もございます。そういった議論の中でできるだけ安全でゆとりのある保育環境を具備してもらいたいといったような議論がなされておるところでございます。

したがって、今後、その適正化の推進委員会を立ち上げて、全体的に議論をされていくということについて異論はございませんけれども、できる限り、そういったことに対する財政措置といったようなことについては、市長のある意味、腹をかけていただいて、1町1保育所、1小学校ないしは1中学校といった当面のコンパクトな教育環境を整えていくということになろうと思います。

したがって、今後、小学校の統合を含めた事業も今のところこれといった進捗が目に見えていないといったような状況の中で、美土里町とすれば1保育所、1小学校、1中学校といった形のをやり遂げていくということになろうと思いますので、いわばこれが一つのモデルとなるような、あるいは地域として他の、6町をそれぞれの地域に分けるといったのも異論はございましょうけれども、一定のモデル地域として今後の教育行政の先がけになるような考えをしていただきたいということを常々思っておるわけでございます。もちろん、地域との議論は十分に深めていただいて、それに対する市長の財政的な手当、こういったものをぜひとも腹をかけていただきたいというところでございます。この件につきまして、再度、市長のお考えをお伺いしたい。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言、ありがとうございます。

私も同感でございまして、これからの学校規模適正化とか保育所の適正化、子どもの将来にとってやっぱり素晴らしいものでないと困るし、また地域にとってもいい方向でないと困ると思います。そのためには、子どもの将来の教育とか保育のあり方、また安全とか送迎とか、これは最優先的に予算措置もしていきたいと思っております。

ただ、現在あるものは十分活用してもらおうということなので、耐震とかそういうことの許されれば現在のものを使っていきますけど、そういうようなソフト的なものについては十分またこれも最優先的に配慮していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

子どもたちの健全な育成というのは、我々行政の大きな課題でございますので、しっかりとそういう予算措置を含めた対応をとっていききたいと思っております。ぜひたくをするというのではなしに、ちゃんとした、将来を見据えた方向での予算づけをしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 考え方に同意をしていただいたという観点からも安心をしておりますが、何度も申し上げますように、次代を担う子どもたちの安全・安心な保育環境と教育環境を整えていくということは、我々の大きな責務であると考えておりますので、先ほど来の市長の答弁を十分に理解しながらも、財政措置も考えていただきたいというふうに思うところでございます。

もう1つつけ加えますと、まだまだ利用可能な、いわゆるひまわり保育所の施設が今後とも有効利活用されるように、その辺の並行した考え方も持っていて、十分な考えを地元と煮詰めていただいて、それに十分な財政措置をしていただくということで、この質問を終わって、次にまいりたいと思います。

実は、先ほど来申し上げますことは、いわば地域における子育てとそれに関する行政的な財政措置を含めたハードの部分はどうバックアップしていただけるかということについての議論を進めてきたわけです。問題は、箱物あるいは地域周辺のハード部分も当然でございますけれども、次に教育長のほうにお伺いをいたすところですが、この保育所の適正化計画の推進によって、当面、中学校の統合議論もありますけれども、町単位で1保育所、1小学校、1中学校になってまいるわけでございます。国の所管別縦割り行政の観点から一つ脱却していただいて、地域の子どもをどう育てていくのかという観点で、保育所と小学校と中学校に関してその就学前教育の視点をも加味していただいて、より密度の濃いものとしていただく中でその一元化へのステップということを考えていただきたいというふうに思うところでございます。

つまり、保育所から小学校へあがっていく、小学校1年生から中学校、15歳の春をどうこの子に迎えさせてあげればよいのかといったような観点で、保育所、小学校、中学校の教職員ともども子どもたちの将来像を描いた上で、この子の将来をどう保障していけるのかといったようなことの観点で、教育長の所信を伺うところでございます。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの、水戸議員の御質問にお答えをいたします。

就学前教育の視点を加味した保・小・中連携の充実に関する御質問でございますが、現在、本市におきましては、「保育所規模適正化推進計画」及び小学校・中学校の「学校規模適正化推進計画」を進めております。

短期的に見ますと、美土里町・向原町の2町におきましては、議員御指摘のように、「町単位で1保育所・1小学校・1中学校」という体制になることが予想されますが、民営保育所などもあり、市内全てにおいてこうした体制はできないものと考えております。

また、中期的・長期的には、小学校の統合・保育所の統合・中学校の

統合と計画が順次進み、旧町単位で見ますと、中学校のある町と中学校の無い町が出てくると予想しております。

一方で、現在、本市も計画の策定を進めております「子ども子育て新制度」におきましては、保育所のみならず幼稚園についても新しい「子ども子育て新制度」における給付事業として位置づけられ、小学校就学前の子育て施策のほとんどが、新制度に移行するような状況も聞いておるところでございます。このような「子ども子育て新制度」の動きや、保育所・小学校・中学校の統合の経過を熟視しながら、一元化への考えをまとめていきたいと考えております。なお本市におきましては、現在、それぞれの地域で、小学校・中学校の連携教育、さらには保小連携などの取り組みを行っているところでございます。

今後におきましても、保育所・幼稚園・小学校・中学校、それぞれの特性を踏まえながら、スムーズな移行やつながりのある、さらには地域のよさを生かした連携教育に取り組んでまいりたいと考えております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 教育長のほうから、保・小・中、地域特性を見きわめながらその地域の教育内容を深めていくという論調と答弁をいただきました。まさにそういうことなんですけれども、私も常日ごろからそういうことを考えておりますし、その地域に見合った子どもたちの育て方あるいはその地域を担っていく子どもたちの育て方というのはそれぞれあるんだろうとは思っておるところでございます。

今も子ども・子育て支援制度の創立の議論もありますけれども、後段の部分で教育長がおっしゃれた、それぞれ保育所、小学校、中学校、ここの連携は十分に深めていく必要があるというふうに答弁されましたけれども、一つ、その具体例を出していただいて、我々が納得のいく、具体的にこういった事例がございますよと、今安芸高田市では子どもを育てていくための連携をとっていますといったようなことがあれば、一つ答弁をお願いしたい。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員の御質問にお答えする前に、私も保・小・中の連携教育の充実性ということについては非常に大切であるというふうに考えております。今年度も所管でいいますと教育委員会ということではありませんが、市内保育所の保育士の皆さん、あるいは保育所の保護者の皆さんを対象にした研修会や講演会等に要請を受けて、可能な限り私も出席をさせていただいて、就学前教育の重要性について訴えてきたところでございます。

特に強調してきてまいりましたのは、ややもすると、一部に就学前教育に対する誤解というようなものがまだあるように受けとめております。その誤解といいますのは、保育所・幼稚園のいわゆる就学前教育という

のは、小学校へ入るための準備をする一機関であるというふうな捉えがあると考えまして、そのあたりの正しい認識と申しますか、把握をさせていただくようなお願いをしてきたところでございます。

具体的に言いますと、自分の名前が書けるようになるとか簡単な平仮名が読めてあるいは計算ができてと、そういうことをやって小学校へ送り出す、それが就学前教育というふうな受けとめが今一部にあるということでございます。そうではなくて、あくまでも人格形成上の発達課題からいいまして、就学前教育で最も大切にするのは、保育にかかわる者との信頼関係、これが一番大事ですということを強調してきたところでございます。

次に、議員御質問の具体例でございますが、例えば、先ほど議員の御指摘にありましたように、美土里町を例にとりますと、現在2保育所がみどりの森保育所に統合されるということになりますと、美土里町における学園ゾーンというものが完成すると思っております。就学前の子どもたちでも歩いて行ける小学校・中学校ということになります。

今、小学校・中学校の校長のほうに具体例として提案しておりますのは、いわゆる一日丸ごと保育体験。これも具体的に言いますと、保護者の方が保育所へ子どもさんをお預けになるその前からもう保育所に行って、保育所の皆さんが子どもさんを預かれるその段階から、夕方また保護者の方へ子どもさんをお返しするその段階まで全てを中学生が小学生をリードしながら乳幼児の保育の体験にかかわっていく、そういった具体的な内容のものを検討できないかというのを提案しているところでございます。

現在は、それぞれの地域にあります集会所あたりの小学生・中学生が一緒になった合同の清掃活動等に取り組んでおりますが、プラス、保育所が統合になって学園ゾーン的なものができたら、先ほど申しましたような内容のものができないかということ、現在、小学校・中学校の校長のほうへは私のほうから提案をして検討してもらいたいということをお伝えしております。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 一日丸ごと保育体験の提案等々についての具体的な考え方をお伺いしたように思います。

確かに、子どもたちがこの安芸高田市あるいはそれぞれの地域の宝であるという認識が一番ベースになくはないというふうないつも考えておるところでございます。そういう意味では地域で、あるいは保育所・小学校・中学校の連携、そういったことの中でやはり地域を愛する子ども、生まれた故郷を好きになる子ども、こういったような観点をずっと持ち続けていく我々大人でなくてはならないというふうなことを常に思っておるところでございます。

今、教育長のほうからそういったことに取り組むという提案をしてい

るということでございますので、ぜひともこれを具現化していただいて、各保育所の保育士の皆さん方、小学校・中学校の校長先生をはじめとした教職員の皆さん方、同一の意見を持ちながら、一つ安芸高田市の教育環境の整備に当たっていただきたいと思うところでございます。以上を申し上げて、次の質問に移ります。

通告いたしておりますが、次に、あじさい聖苑についてお伺いをするところでございます。

このたびの一般質問に当たりまして、担当課のほうに資料提供を申し上げましたら快くお受けいただきましたので、感謝を申し上げたいと思っておる次第でございます。

そこで、この新葬斎場のあじさい聖苑が完成いたしましていまだ一年目を迎えるというときになってまいりました。この間、現在までの集計を見させていただきますと、まだ2月、3月の集計は出ておりませんが、火葬回数が391件、通夜が28回、葬儀が43回、待合室利用等々が107回といったようなデータをいただいております。この3月いっぱいまでで一年間の見込み利用数がどうだったかという議論にはいたしませんけれども、全体では391件の中で、こういったあじさい聖苑、あるいはJAさん、あるいは三田さんといったようなところでの葬儀が78.5%を数えておるということになりますと、やはり今後、自宅での葬儀等々については少しずつこちらのほうに移行していくのかなといったようなことを考えます。これまでの、施設整備をして一年間を経過した中でいろんな課題や問題点が浮上してきたのではないかとといったようなことを考えておるところでございます。

この質問に関しましては、一般質問の質問内容の一覧表を見ますと後からも同僚議員の質問と重複いたしておりますので私のほうで深くは申し上げませんが、このあじさい聖苑の一年間の経過の中でその成果と課題、並びにその課題解決への市長の所信を伺うところでございます。

まずは1点目に成果と申しますか、よかったなといったような、これだけのお金をかけたわけですから、市長としてまずもってこれを自慢できるといったような成果の部分についてをお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの安芸高田市葬斎場「あじさい聖苑」についての御質問にお答えをいたします。

合併以前からの懸案事項となっております葬斎場が、何年もの長い間、幾度にもわたる協議を経て、市民の皆様や議会議員の皆様、とりわけ葬斎場周辺地域の皆様方の御理解と御協力をいただき、平成25年4月1日に供用開始してから10カ月がたったところでございます。

1年間を通じた評価はできませんが、この1月末までに、人体火葬361回、葬儀43回、待合室の利用107回、ペット火葬105回を行っております。

厳粛さの中にも、安らぎを感じられる空間で、最新の火葬炉による、環境負荷の少ない、確実な火葬が行えるようになったことが、大きな成果であると考えております。

また、予約システムによりまして、24時間予約受け付けが可能となり、会館葬の増加に対応して葬儀式場を併設したことや、動物炉によるペット火葬が可能になったことも、市民の皆様の利便性が飛躍的に向上したものと思っております。指定管理者の確かな火葬技術、丁寧な対応も評価をいただいているところでございます。

今安芸高田市、非常に少子高齢化が進んで限界集落等、この大切な葬儀をどうしようかという課題はございますけど、この新しい葬斎場がその一役を担ってくれるんじゃないかと自負をしているところでございます。大変よかったと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今10カ月間の経過を経て、市長の成果の部分についてお答えをいただきました。確かにまだ丸1年経過しておりませんので数字的にどうこうという議論はどうなのかなと思いますし、今後まだまだ利用促進の形態というのは進んでくるんだろうというふうに思っております。

また、いろんな利用者の方からも我々のほうに届いてまいりますけれども、一つには安芸高田市の中心的位置でよかったんじゃないかと。どこからも大体同じ時間で行けるんですよといったようなことがありますので、それはそれなりに評価できるんだろうと思っておりますし、非常に対応等についても気持ちがよかったといったようなこともございました。今市長のほうからございましたので、よかったなというふうには一様に評価をいたしておるところでございます。

そういう点を踏まえて、課題として何点かの問題点が出てきているように聞いておりますし、私どものほうにもそういった意見はいただいております。やはりその辺の整理を総括して、今後の課題あるいは解決策を講じていく必要があるんだろうと思っておりますが、その辺についての市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの安芸高田市葬斎場「あじさい聖苑」の課題並びに課題解決についての御質問にお答えをいたします。

会館葬の増加に対応しまして葬儀式場を併設いたしました。が、参列者の多い葬儀の場合には駐車場が混雑することもございます。規模に応じた市内の式場をお使いいただくことと考えております。

今後とも、市民の皆様にとって利用しやすく、あじさい聖苑でよかったと思っただけのよう、改善を重ねて運営していきたいと思っております。

これから、これでいいというんじゃなく、大きな、また雪が降るかも

わからんし、私はもっともっとまた利用度が増えてくるんじゃないかと。そういうことを踏まえながら現況で対応できるものは既存の施設でいきますけど、対応できないものはまた工夫していかないけんと思ってます。もう少し様子を見ながら、次の展開も考えていきたいと思います。そうかといって、当面の課題については随時応えていきますけど、抜本的にはもう少し様子を見させてもらいたいということが本音でございます。御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 課題として一番大きな課題というふうに捉えるべきかどうかはわかりませんが、規模的に式場あるいは駐車場等について規模的に少し混雑を極めたんではないかといったような御意見も聞いております。したがって、これを今後の課題としてどう改善策をとっていくかということについては、大きな課題となろうというふうには思っております。

ただ、今市長のほうからも答弁いただきましたが、規模に応じた他の式場を選択すべきではないかといったようなこともございますけれども、そのときそのときの状況によっては、他の式場も全て、早い話がかえってるといったような場合に、あじさい聖苑しかあいてませんよといったようなときもあるわけですし、そういう意味合いからすると、今後の利用頻度があがってくるという観点からも加味すると、ぜひとも駐車場、中の式場を広くと、ロビーをまた広げるというわけにはなかなかいかないと思っておりますけれども、せめて駐車場に一定程度の余裕が必要なんではないかといったような課題は今後の大きな課題として残ってくるんだろうと私自身も思っておりますので、それはまた市長のほうの腹の底に落としていただくということで進めてまいりたいと思っております。

それから携帯電話が室内から非常に届きにくいといったような状況がございましたので、こういったことも含めてできるだけ、それは携帯電話の会社にもよるんですけども、寒い雪が降るのに外に出ないとながらないといったような実態もございましたので、それも一つ加味していただきたいというふうに思うところでございます。

実はもう1点、これはいわば市民部等々の運用とはまた別の問題になるかもわかりませんが、県道の日照改善については随分と改善策を講じていただいて、路面凍結等々も多少解消されたように見受けております。ただ、施設正面部分から美土里町側にかけての日照改善というか立木の伐採というか、そういうことが多少まだ残っているように見受けておりますので、この点がどうなのか。もちろん県道でございますから、県道のほう、あるいは地権者とかかわり、こういった問題もあると思っておりますけれども、これは引き続き進めていく必要があるかなという感覚を持っております。

また、これは用地買収、用地交渉は済んでるかもわかりませんが、美土里町側に対する、こちらから行きますとあじさい聖苑入り口から右側

の歩道あたりの整備、こういった周辺の道路環境の整備について、多少今後の課題が残っておるのかというふうに思います。

また融雪施設につきましては、既に登り口、入り口等につきましては融雪施設が施されたように理解をいたしております。多少これも小さなことかも知れませんが、あじさい聖苑はどこかいのといったあんばいでその看板が小さ過ぎて行き過ぎてしまったというようなこともありましたので、こういったような周辺のサイン類、あるいは歩道、あるいは日照改善等々を含めた道路状況の改善、こういったことが一つの課題として残されているように聞き及んでおります。この辺についての市長の所信を最後にお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。お願いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、道路状況、道路管理者は一応知事でございますので、このことに関する費用については根強く要望していきたく思います。

また市ができる案内看板とかそういうものについても課題として、やっぱり見えないといけないので、こういうことも様子を見ながら徐々に直していきたく思っています。決してこういうことを無視してるんじゃないし、今の伐採にしてもかなりやってもらったんですけど、さらにいいところを見たらまた次の課題が出てくるので、そういうところは徐々にまた課題解決に向けて努力していきたく思います。県に対しては根強く要望してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今後の課題解決に向けて市長の積極的な御意見をお伺いいたしましたので、私の質問を終わります。

○塚本議長 以上で水戸眞悟君の質問を終わります。  
この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは、続いてよろしくお伺いいたします。私は先に通告しております2項目にわたりまして、質問をさせていただきます。

まず1項目めに入りますけれども、臨時・非常勤職員の待遇改善について。これは若者定住の視点から質問をさせていただきます。

今、安芸高田市は合併して10年。昨年度、10周年記念式典が行われま



した。その中で10年を経過してみますと、当時予定しておりました人口予想から約5,000人ぐらい減っており、今現在3万1,000人を少し切るぐらいになりまして、この10年間で人口が、1つの町の人口がなくなるぐらいの人口減少になっております。これもまたさらに引き続いて、このままですと人口減少に拍車がかかるというふうにも考えております。そういったことから先ほどの同僚議員の一般質問の中にありましたけれども、保育所の統合とかこういうのは少子化における対策の一つであろうと思います。

私はここで若者定住の視点ということでこの質問をさせていただくわけですが、今、臨時職員や非常勤職員として多くの若者が自治体の行政サービスを担っております。調べてみますと、今安芸高田市の臨時の職員さんが学校を除いて160名ぐらいおられます。学校を含めると190名ぐらいになるわけです。企業でいえば相当の大きな会社ではないかというぐらいの臨時・非常勤職員がいらっしゃいます。

しかし、この職員さんの報酬というのを見てみますと、大体200万円程度であります。常勤の職員さんの給料をこの間の予算書で見ますと480万円ぐらいが平均給与となっております。この半分以下という実態にあります。

今の国の方針からいってもやむを得ない状況もあるかも知れませんが、しかしこれだけの賃金格差がある中で160名の臨時職員がおられるということは、若い人がそこで働いておられるということでもあります。そういうことを考えたときには、できるだけ安定した雇用というものを行政として確保すべきではないかというふうに思いますし、若者が都会へ出るのを防ぐというのも一つの市政の方針の中にも市長さんが申されているように思います。

そのことから考えて、当面の臨時・非常勤職員さんの「均衡・均等待遇」について、臨時・非常勤職員の賃金、通勤費は何を根拠に決定されておりますか。本来、正規職員を充てるべき恒常的業務に臨時・非常勤をつけていることを踏まえ、正規職員との「均衡・均等待遇」の考えのもとに、臨時・非常勤職員の待遇改善をしていくべきではないか。市長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

臨時職員及び非常勤職員の賃金、報酬及び通勤手当につきましては、地方公務員法第24条の趣旨により、民間及び他の地方公共団体の状況をしんしゃくして定めております。なお、特別職非常勤の報酬等につきましては、条例で定められているところでございます。

恒常的業務に臨時職員及び非常勤職員を就けているとの御質問でございますが、効率的な行政執行を行うためには、現行の法制度のもとで可能な人員配置を行うことも必要と考えております。

今後とも、地方公務員制度、社会情勢、民間の状況及び他の地方公共団体の動向を注視しながら適切な賃金及び報酬を定めてまいりたいと考えております。

今後、安芸高田市は、急激な少子高齢化を迎え10年後に人口2万2,000人になるとの推計もなされております。行政組織は、スリム化することを余儀なくされており、今後ともあらゆる任用形態を探りながら議論してまいりたいと考えておるところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 確かに今の国の状況から見まして、地方自治法を見ましても、また地方公務員法を見ても、この現状を変えるというのはなかなか困難ではないかというふうにも思います。しかし私が一番申し上げたいのは、安芸高田市にとって若者定住ということを考えたときに、これは大胆な政策も必要ではないかと思えます。私が申し上げているのは、市長の決断によってできることを私は質問しておるわけです。これは法律で規制されている部分もありますが、それを範囲内でできるという部分でございますので、その点について少し知っておっていただければというふうに思います。

そうはいいまして、地方交付税が年々減額されていく中であっては大変だと思います。そして先ほどもありましたように、保育所などもだんだん少子化によって規模を縮小していくというふうな方向もありますので、そういったやむを得ない実態もあるとは思いますが、繰り返して申し上げますが、若者定住対策としてやっぱり考えていく必要があるんじゃないかと。

安芸高田市は働く場所が少ないわけです。これからアベノミクスで景気がよくなればなるほど、まちへ出て行かざるを得ない。先ほど言いましたように、所得も職員の給与の半分程度じゃ、若い人もここへおって結婚して子どもを育てるとか、将来不安を感じるんじゃないかというふうに思います。景気がよくなればなるほど、私は若い人は都会へ出て行く可能性が高いというふうに思います。よって平素から市長が申されておりますように、やっぱり少子化対策をどうするのか、人口をどうするのか、若い人がここにおるといことはそれだけまちに活力があるというふうに考えますので、そういう点についてお聞きをいたしました。

いずれにしても、これから議論をしていくということでございますが、ぜひここは市長の決断で、やはり安芸高田市の人口減少はできるだけ食い止める、歯どめをかけるためにも、そして若者が安心して働くことができるということを考えてしっかり議論をしていただきたいと思えます。

そこで、私が先ほど市長の決断によってできるということをお知らせしましたが、次の項目に入っていくんですけども、職務経験の要素に加味した賃金決定について。例えば、採用時、更新時に「職務経験」の要素も考慮した賃金決定とすべきではありませんか。

例えば、具体的には前歴換算や昇給の導入ということも考えられると思います。継続雇用を前提に考えれば、これはできないことはない、総務省も2009年5月の国会答弁で言っております。その点について市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

臨時職員は、雇用機会の均等化のため募集制により、労働条件を示し1年以内の任期の定めのある職員として、任用をいたしておるのが現状でございます。また、特別職非常勤職員は、地方自治法第203条の2で「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定されており、これに基づき、報酬を月額で定める特別職非常勤職員は1年の任用期間を定めて任用しております。条例で定めた報酬額を前提としているのが現状でございます。

いずれにしても歳入歳出予算を通じて議会の統制が及ぶことから、御提案の内容は、後ほど質問があります、法令の改正と合わせてこれからも慎重に検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。悪いというんじゃなしに、大きな課題がございますので、やるにしてもやらんにしても勉強不足ということなので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これはもう既にやっておるまちも実はあるんですね。ですから、安芸高田市の財政状況とかいろんな状況を勘案していただきながら、しっかり検討していただきたい。

先ほどの教育長の答弁もあったんですけども、例えば、保育所の場合についてもやっぱり質の高い保育をしていくということになれば、臨時さんと正規と同じような仕事をしておられる方もおられるわけです。よって、そういうことを考えたときには、やっぱり経験というのは大きな力になると思いますし、質の高い保育ができるというふうにも思いますので、そこらについてもそういう観点からもある程度の給与の上昇を図っていくということは、私は大事なことはないかと思っております。また、そこで働く皆さんもやっぱり労働意欲というのも沸くんじゃないかと思っております。そして生きがいを持って子どもの保育に当たられるということも考えられるのではないかと思うわけです。

そういうことから、今の職務経験などを考慮した賃金体系、報酬体系というのでも考えられると思います。そういうことで一つ最大の努力をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

通勤費の実費支給についてであります。正規職員と同じにすべきでは

ないかということです。

今、非常勤の職員さんにも通勤費が出ておるように聞きますが、全てではないと。報酬を上げるというのはなかなか困難なところもありますが、そういった通勤費の実費補償をすることによってある程度の収入も増える。常勤職員さんも同じように通勤されると通勤手当が出るわけです。それと同じような待遇改善をすべきではないかと思います。

先ほど市長の答弁がありました。地方自治法203条の2で臨時とか非常勤職員さんは報酬と費用弁償しか出ない。204条では常勤職員は給料と手当が出されるとこういうふうになっております。質問は後でしますが、そこらがありますのでなかなか難しいということもありますが、しかし、働く人にとっては条件は同じことなんです。そういうことから考えて、このことについて市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

通勤手当につきましては、臨時職員は一般職の通勤手当をしんしゃくし支給しております。非常勤職員につきましては、地方自治法の規定により諸手当は支給できないとされているところでございます。

なお、非常勤特別職の保育士につきましては、任用する保育所をかえることが望ましいことから、条例改正を行い平成24年度から一般職の例により、通勤手当相当額を費用弁償として支給する改善を行ったところであります。現況はこういうところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これも先ほど申し上げましたように、市長の決断でできるということですから、その点についても臨時・非常勤職員さんの待遇改善ということから考えて、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、一時金を正規職員と同じように支給できませんかということです。一時金は、地方自治法204条の2の「常勤の職員」に準ずる場合、支給は認められていますので、正規職員と同様に支給すべきではないか。その点について。

また、「常勤の職員」と認めがたい場合には、一時金相当分を毎月の報酬に加算する報酬加算方式により支給すべきではないか、こういうことをまずお伺いしたいと思います。

これ、全国で手当を出しておるところは、私調べてみますと、27%ぐらいが出しておるところがあるわけです。ですから、そういうことを考えたときには、やはり常勤と同じということにはならないかもわかりませんが、そういった条例を整備すれば、安芸高田市にとってもできないことはないということです。そこらの点について市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

臨時職員は、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、正規採用の特例として、緊急の場合や臨時の職に関する場合に採用することができることになっております。任用期間は6カ月の期間で更新期間1回、最長1年と定められています。また、地方公務員の育児休業に関する法律第6条第1項第2号により育児休業者の代替としての任用も規定されており、任用期間は最長1年と定められております。したがって、一時金の支給は困難と考えておるところであります。

非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員を任用根拠といたしております。非常勤職員は、特別職、一般職を問わず、地方自治法第203条の2第1項で「普通公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない」としております。第3項で「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」と規定しております。

また、諸手当の種類を列挙している同法第204条第2項は、常勤職員等に適用される規定であるため、非常勤職員には諸手当は支給できないと解されていることから一時金の支給は現行の法制度のもとでは困難であると考えているところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 安芸高田市におきましては、安芸高田市非常勤職員の設置等に関する規則というものがつくられております。この6条に、「非常勤の職員の任期は原則として1年とし、年度途中に採用した非常勤職員の任期は当該年度の末日までとする」と。そして、「非常勤職員は再任用することができる」というふうに書いてあります。よって今特に保育所なんかは継続的に何年も来ておられるわけです。ですから先ほど言いましたように、経験年数を生かした報酬体系はどうかというのもそこにあるわけです。

ここらは大体原則6カ月、先ほど市長が答弁されましたように、6カ月6カ月で、1年で終わりですね。再度任用という言葉があって、もう1回まだ継続できるというふうになっておるんです。これがあるからある程度一時金を非常勤職員にも出すことができるということで出しておられるまちなもあるというふうに考えております。

ただ、出し方がそういうふうにいるあるわけですが、常勤職員に準ずる場合ということです。準じない場合には、その部分を一時金に相当する部分を月々の報酬に加算をして毎月出すと。6月と12月に常勤職員さんと同じように出すというのは、これは問題があるということで、毎月出すということは可能というふうになっておりますので、その点についてもしっかりと考慮していただければと思います。

もう一度繰り返しますが、私は非常勤、常勤職員さんの若者定住とい

う視点から申し上げておりますので、そういうことをぜひ市長、積極的に最大限の努力をしていただきたいと思います。同じように長いこと働いて給料は全く同じというんじゃないで、やっぱり年々経験を積んでいくことによって報酬も上がるし手当も幾らか出る。できるだけ常勤職員さんに近づけるような方法、システムをつくっていただければと思います。そもそも任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営というのが原則のようですから、その点についてぜひ考えていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。ここからは地方自治法の関係になってきます。

手当支給を可とする地方自治法の改正要請について。非常勤職員の手当支給を可とするために地方自治法203条の2の改正を行うことを、市長会等を通じて国に要請されるお考えはないかと。

先ほども言いましたように、203条の2では、臨時・非常勤職員は報酬の支給と費用弁償ということになっておるんですね。常勤の職員は給料と手当を出す、これ204条です。違っているのは、報酬と費用弁償っていうのは物件費なんですよ。給料というのは人件費なんです。安芸高田市は職員の適正化計画に基づいて職員さんを年々計画的に少なくしておられますが、そこらの違いがあって、この非常勤と臨時さんの職員の手当が出せないんですね。そういうところを改正すれば、これ出せるわけです。この問題は安芸高田市だけの問題ではなくて、広島県、全国的な問題でもあろうと思います。

たまたま市長さんは今広島県の市長会の副会長さんというふうに聞いております。そういう位置におられる市長さんのいい機会ではないかと思ひまして、ちょっと私がここで申し上げたわけです。その点について市長さんのお考えをお聞きいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 若者定住の観点からも非常に大事なことは思います。私もこれまじづくりの観点からはこれを今まで勉強したことがないので、安芸高田市としてどうあるべきかと。職員体系の中に臨時職員として雇用するのがいいのか、民間活力としていくのがいいのかとか、やっぱり安芸高田市バージョンを考えていかないけんと思います。

昨日も向原のこぼと園ですか、あれ民間移管してできましたけど、非常に見劣りをしないようないいものになってますので、どっちがいいかというのはこれから慎重に考えていきたい。方向を見定めた上でやっぱりこういう問題については慎重に考えていきたいと思っております。

今事業団にもいっぱい委託してるんですけども、勝手に指定管理者で委託するんだけど、事業団のほうもいい職員を雇用しようと思ったら、こっちが勝手に委託しても今度は職員が逃げるんですね。この間言ってきましたけど。例えば、水泳のインストラクターといっても賃金が低

かったら広島の方へ行っちゃおうし。安芸高田市でそれ相当の人員を確保をしようと思ったら、時間給なんぼという世界じゃだめだと思うんですよ。これは大きな問題なんで、やっぱり慎重に考えていきたいと。それで、そういう上でのこういう理論武装した上で自治体に呼びかけるならかけていきたいけど、私個人的にはこの問題だけじゃないと思ってるんですよ。うちの体系的な問題を考えた上で話をしないとイケんと思います。

幸い、議員さんにこういうことを提示してもらったんで、心新たにちょっと勉強しながら、真剣に考えていきたいと思います。その結果、また国のほうに理論武装して訴えるなら訴えていきたいと思います。ちょっと勉強させてもらいたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 ここですぐにという結論は出ません、出ないというふうに思います。しかし先ほど市長がおっしゃったんですけど、まちづくりの形を考えるとということなんですけど、現実に安芸高田市が努力をしておられるのは認めますし、企業誘致もいろいろ田中工業さんも来られましたし、いうふうな努力はしておられるんですけど、なかなかこの安芸高田市に企業が入ってこない。そういう状況から考えたときに、最初に私が申し上げましたように、今の現状をどう改善していくかというのも若者定住をしていただく手段の一つだろうと思ひまして、この問題を提起させていただいておるわけですね。ですから、市長さんがいろいろ考えられて政策的に企業誘致をしたり、そしてまた今の光ネットワークもされました。約40億円かけてやられましたし、それらもいろんな企業誘致の大きな力になってくるだろうと思いますが、この現状を考えたときに160人の皆さんの待遇改善も必要なんではないかと思うわけです。

先ほど言われましたように、地域振興事業団ですか、そこらについてもやっぱり行政の職員さんの給与とか待遇が必ず影響してくると思います。事業団だけじゃなくて、例えば、シルバー人材センターにしてもそうでしょうし、社会福祉協議会だってそうでしょう。ですから、そういうところに大きく波及効果をもたらす可能性が高いということで、ぜひ積極的な取り組みをしていくべきではないかと思ひます。

先ほど言いましたように、この地方自治法をかえるというのは大変なことだろうと思いますが、しかし今、安倍総理がアベノミクスということで賃金をしっかりあげてもらいたいというのを企業へ直接言っておられるような状況の中にあつて、やはり経済というのは労働者の賃金がある程度保障されないと景気回復は難しいと考えられますので、今が一番いい機会ではないかと思ひます。その点も御理解いただきまして機会をつくっていただいて、ぜひ要請をしていただくような取り組みをお願いしたいと思います。

次に移ります。

任期の定めのない短時間勤務職員制度の創設要請についてであります。臨時・非常勤職員の均等待遇、雇用安定のために、任期の定めのない短時間勤務職員制度を、市長会を通じて国に要請されるお考えはありませんか。

これ、短時間勤務職員制度っていうのは調べてみますと、御存じだろうと思うんですが、給料と手当が出せるわけですね。報酬と費用弁償じゃなくて。ただしかし、これは3年とか、技術的に知識のある人は5年とかって決まっておるわけです。この短時間勤務職員制度を採用すると、先ほど言いましたように、報酬じゃなくて給料も手当も出せるということになっておりますので、そこらを任期を3年、5年じゃなくて定めのない制度にしていくべきではないかと。このことが若者の働く意欲を向上させるということにもつながるのではないかと思います。そこらの点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

民間事業者と異なり、地方公共団体の職員の任用についてはさまざまな制約がございます。第2次行財政改革で示しておりますとおり、民間に委ねられるものは民間にまかせ、行政組織のスリム化を図りながら、さまざまな雇用形態を慎重に研究してまいりたいと思っております。

先ほどの御質問と同じような答えになるんですけど、やっぱりうちのまちづくりの観点からどうあるべきかと。大きくいえば、うちの企業者、商工業者ありますけど、そういうところの体系とかそういうことを見きわめながら話していかないと大変なことになると思います。少し時間を置きながらうちの方向性をしっかり理論武装して、次のステップにいきたいと思いますので御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 安芸高田市にとりまして、やっぱり若者定住っていうのは活力あるまちづくりにつながると信じております。そうはいいいましても、先ほど言いましたように、地方交付税が年々減額される中であっては大変厳しい状況にあると思います。そこで、法律をかえるということは大変なことではあります。このことが安芸高田市の若者定住に直接つながるという思いからこういうふうを考えておりますので、ぜひ積極的な取り組みをしていただきたい。そう簡単にはいかないかもわかりませんが、最大限の努力をしていくべきではないかと思います。

時間がなくなりました。次に移らせていただきたいと思います。

次もやはり若者定住対策についてであります。これもよく似たようなことではあります。市内の民有空き地の有効活用について。地域の中心部においても民有空き地があります。こうした民有地を地元不動産業



者とか建築業者等との共同・連携のもと、政策的に購入して宅地造成し、若者定住用宅地として販売してはどうですか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

これは向原の若者定住対策でアイリス団地ですかね、そこらも完売したと聞きますし、甲田町上甲立におけるひまわり団地、あそこも売れ行きが進んでおるといふふうに聞いております。若者定住対策としてそういう対策を安芸高田市はとっておられますし、これを積極的に進めていくために、例えば甲田町の場合なんですけど、甲立駅の前、裏になりますけれども、相当6,000平米から7,000平米ぐらいの空き地があつて、草がぼうぼうなんです。住民からもどうかしてもらいたいということがあるようです。しかし、その草を刈るのに60万円ぐらいかかるというようなことで、地権者も大変困っておられるようなこともあるようです。例えでその話をさせていただいたんですが、そうしたところを団地化して、今若者が通勤できる範囲内のところで、国道ならこのほうでもいいと思います。通勤可能な圏内でそういった宅地造成をして、まち・都会から田舎へ住んでいただく。安い土地で家を建てていただいて、そして通勤していただくと。こういう手法も積極的にとられればというふうに思うんです。

安芸高田市をちょっと調べてみますと、安芸高田市のブランド住宅事業協同組合というのを、若い人の建設業とか水道屋さんとかいろんな方が組織をされておられます。このまちづくりをどうしようかと、若者定住ということも考えておられるのかもしれない。そういった団体もあるようですから、そこらと連携しながら、私はこの若者定住対策を政策的に、積極的に取り組んでいけばと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。民有地の有効活用についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、民有地につきましては地元不動産業者や建築業者と連携いたし、若者定住用団地として分譲していくことにより、地域の活性化、定住促進を推進していく必要があると考えております。

昨年度より、若者定住対策につきましては、向ヶ丘団地・上甲立団地を「子育て・婚活定住促進団地」として、市が造成し分譲をしているところでございます。

今年度からは、民間事業者が造成した優良な住宅団地整備に対しまして、一定の要件がそろえば工事費の一部を補助する「優良住宅団地開発支援補助金制度」を設けております。既に、吉田町山手におきまして、民間事業者が民有地を活用した住宅団地開発に対して、市が優良住宅団地の認定をしているところでございます。

今後におきましても、民有地については、市が土地を購入して造成・

分譲をするのではなく、民間事業者が住宅団地の整備を行い、市が支援することにより、官民一体となって地域の活性化、若者定住対策を推進してまいりたいと考えております。

議員御指摘のように、一昨年、市の土地であった向ヶ丘団地、向原です。それから上甲立の団地については市の土地であったんですけど、今後、民間の土地であってもこういう事業の展開ができるように、これの拡大版としてこういう指示をしておるところでございます。現在やっております。民間の土地を。

ただその場合、民間の土地を造成する場合は、やっぱり市が行う例えば市道とか下水道とか水道管を先行投資することも考えています。こういう状況をよくして定住条件につなげていくと。価格の安い分だけは、安芸高田市に住んでもらえるんだと。住むことを条件にということは今指示しているところでございます。積極的なこういう展開をしていますので。市が土地を購入してから売る手法は今考えていませんので、そうじゃなしに民間の土地をうまく有効利用しながらですね。うちの事業も活用しながら先行投資という形で、民間事業者に造成してもらい、売ってもらおうと。そして若者に住んでもらおうと。そのことによって若者定住につなげるということでございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 行政が買うというのは、今のところ難しいかもしれません。しかし民地を買うのにあたって、民間の事業者が買うということにはちょっと抵抗がある方もいらっしゃる。むしろ行政が政策的に若者定住対策として行政のまちづくりの一環としてやるんですよ、取り組むんですということになれば、民地を持っておられる方もそれならということで手放すということもあります。それがありますので、ちょっと私はこういうふうな質問をさせていただいたわけです。民間が買われることにあたって、そういう取り組みを行政としてはっきり打ち出して、そこを民間の人が開発しやすいような環境づくりをします。当然、これには水道のこともありますし、下水のこともあるわけですから、そういったことで民間の人が買われてもやりやすい方向で行政が対応していけば、私は民間の人でもその土地を安心して購入しやすくなる。買った方がいいが水道はどうなる、下水はどうなるというふうな不安がないということで、そういうことを民間の企業の人と協働してやっていただければと申し上げたわけです。連携をしっかりしながら。

特に、ことし26年で、長期総合計画を10年スパンでやられると思いますが、そこらにこういう若者定住対策を積極的な計画の中に打ち出していかれるというのも手ではないかと思えます。

ちょっと長くなりましたけども、今回については若者定住ということを中心に質問をさせていただきました。これから安芸高田市も永遠に続

くわけですから、ぜひ活力あるまちづくり、若者が安心して暮らせるまちづくり、そして子どもを産み育てる、教育ができる、そういうまちに  
していくために、ぜひ市長の積極的な取り組みをお願いして、私の質問  
を終わります。答弁があれば、再度市長の意思を確認したいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言、ありがとうございます。

人口対策、若者定住対策は市の大きな最重点課題でございます。この  
たび、54号線の可部バイパスが開通しました。安芸高田市は、サッカー  
のサンフレッチェとかハンドボールのレオリックでも全国的に有名なま  
ちです。また神楽についても毛利元就についても、遺産やお宝がたくさん  
ございますね。全国的に市民の方が安芸高田市に向いてもらってると  
きに、こういうような若者定住対策を発信するのは一隅のチャンスだと  
思っていますので、消極的じゃなしに積極的にこういうような政策をとっ  
ていきたいと思えます。

これと並行して、今度は空き家も2,300あるんですけど、今までは空  
き家どこって、対策をしてくださって来るのを待ってたんですよ。大  
体15件ぐらいあったんですけど。今度はそっちへ打って出て2,300を相  
手にした対策をとろうと思ってるんですよ。このことによって1人でも2  
人でもこの安芸高田市に住んでもらって生活してもらうことが非常に活  
性化につながるということなので、肝に銘じて、今一隅のチャンスだと  
思っていますので、御理解をしてもらいたいと思えます。いい御提言をあ  
りがとうございました。しっかり頑張ります。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 下岡多美枝さん。

○下岡議員 4番、無所属、下岡多美枝でございます。

通告に基づきまして、2点、質問させていただきます。

安芸高田市の平成26年度の一般会計当初予算は200億2,000万円と提案  
されています。そのうち、教育予算は13億3,000万円と構成比は6.6とな  
り、昨年度より1億1,800万円の削減となっております。

市長は、平成26年度の施政方針の中で、福祉、医療、教育などの分野  
で都市部との格差のない市民サービスの提供を目指すと述べられました。  
福祉、医療については、健康増進計画などを軸に多くの事業を組み込ま

れ、着々と進めておられます。そこで、私はまだ底上げしたい教育環境の整備についてお伺いいたします。

安芸高田市は小学校13校、中学校6校で、学級数は小学校が101学級、中学校は34学級、あわせて135の学級数があります。小学校児童数は1,458名、中学校生徒は689名で、小・中合わせて2,147名が本市で学んでいます。

安芸高田市では、保育所・幼稚園、市民が幅広く利用する生涯学習センターなどの市の関連公共施設と県立高等学校には冷暖房管理は整えられ、市民は大変に喜んでおられます。これからは温暖化に備えて、児童・生徒が学ぶ小・中学校、教育環境の充実に目を向ける必要があると考えます。

気象庁の統計資料では地球温暖化が進み、1905年から1909年の気温の平均より広島県の気温上昇率は2度高くなっています。昨年の近隣市町の真夏日は、三次は74日、加計町は82日、広島市は77日で、本市でも37度の日もあり、安芸高田市役所内でも10月の末までクールビズを呼びかけられました。

現在、南半球のオーストラリアは夏で40度の日もあり、錦織選手が出場したテニスの試合でも何人もの選手が暑さでリタイアしたとの報告もありました。昨年は全国で生徒が熱中症で病院に運ばれたケースも多く見られました。

現在、安芸高田市の基礎学力を学ぶ教室の環境整備の現状を見ますと、小・中学校のエアコン設備は教員室、パソコン室、会議室などの一部のみ設置されています。小学校1年生から中学校3年生までの教室にはエアコン設備がないので、小学校に入学してから9年間、地球温暖化が進んでいる環境の中で学習することになります。

教室にエアコン設備を設置すれば、児童・生徒の暑さに対する被害もなく、室内での学習が集中して行われ、児童・生徒の学力向上につながるとは思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、地球温暖化などが原因と見られる「夏季の教室環境の変化」が生じ、広島県内におきましても、普通教室にエアコンを整備する自治体が出てきております。

文部科学省の学校環境衛生基準によりますと、望ましい教室の温度は「10度から30度」とされております。安芸高田市の環境は、山に囲まれ緑豊かなところがございますので、冷房が必要な日数も限られますが、鉄筋コンクリートづくりの校舎は断熱性が低く、最も学習に望ましい教育環境が保てない時期が増えていることも事実でございます。

御提案をいただきました、普通教室への空調設備の整備でございますが、教育委員会といたしましても今後の重要な課題の一つであると認識

をいたしております。しかしながら、一方、現在進めております小学校の規模適正化、いわゆる小学校の統合の状況、また平成26年度から始まる地方交付税の特例措置の終了に伴う厳しい財政状況、原発事故以来、再認識されてきております節電の必要性など、多くの検討を必要とする課題がございます。

今後、これらのことを総合的に検討しながら方向性を判断していきたいと考えております。御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 教育長のお話はもっともだと思っておりますが、私は児童・生徒が学習する時間以外でも我慢をしたり耐えたりすることがあるのですから、教育環境についてはやはり充実していただきたいというのが本音でございます。

先ほど述べられたように、温度や湿度を調整してくれる木造建築の学校は少なく、ほとんどの学校は鉄筋コンクリートで外界の温度や湿度がもろに反応しやすく、また教室の窓は危険防止のため高く、廊下側はモルタルの壁で囲いがあります。風通しの悪い構造です。夏は扇風機、冬はストーブや温風ヒーターを使用した教室環境の中で教育を受けています。

そこで、私は逆に、1台で夏冬使用できるエアコン設備にするには、教育委員会からのデータで、違う角度から調べてみました。安芸高田市の小・中学校の19校の暖房機の設備状況ですが、エアコンは134個、ブルーヒーターは167個、ファンヒーターは70個、だるまストーブは21個、大型ヒーターは101個、大型温風ヒーターは1個、煙突付ストーブは1個、反射付ストーブは1個、合計497個使用されています。497個のうち、設置して10年以上が378個で、この中で20年以上は101個、経過した設備を使用されています。老朽化の視野に入れて、これからは修繕も必要になると考えます。

燃料費ですが、平成24年度の灯油代実績は、小学校749万8,263円で、中学校は256万5,295円でした。他市では、エアコン設備がされているところもあります。エコ化、省エネ化対策したエアコン設備を教室環境に充実することはできないのか、前向きな考えをもう一度聞かせてください。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 下岡議員が御指摘のように、現在使っておる暖房器具につきましてもかなり年数が経過したのものがあるのも事実でございます。したがって、先ほど答弁をさせていただきましたように、市内小・中学校、義務教育の教室環境、とりわけエアコンの設置ということにつきましては、今後の重要な課題ということで受けとめておるといのが事実でござい

ます。

しかしながら、これまた先ほど申しましたが、やはり財政的な点から考えまして、かなりの経費を要するというのも一方ではございますので、いずれにいたしましても前向きに最重要課題ということでの検討で御理解いただければと思います。

現在、いろいろな研究等で指摘されておりますのが、集中力の低下等による学習効率のまたさらなる低下ということがあります。市内では、現在、この暑さ対策等につきましては、学習時間ということではございませんが、賛否両論いろいろある中で、夏休み終了後の2学期早々の運動会でありましたり体育祭のようなものを春に移行するとか、現在、学校現場におきましては対応できる方法で子どもたちの健康管理には最大限の注意・配慮を払っておりますので、引き続いて検討させていただきましますということで、御理解をいただきたいと思っております。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 教育長が、御理解してくださいと言われるから理解したいと思っておりますが、もう少し聞いてください。

それは、私たちが頼りにしているのは、これからは安芸高田市の子どもです。冬に半ズボンで登校している児童を見るとたくましく元気そうに見えますが、家庭によく似た環境で子どもを見ていただくことがストレスがないのではないかと思います。学校教育の充実、未来のある児童・生徒のために教育現場を充実した環境にすることが大切だとやはり思います。

1月29日、日本経済新聞に「太陽光発電の屋根貸し」と浜田市長、藤川副市長が1ページ全面に大きく出られていました。また、平成26年度の施政方針で太陽光屋根貸し使用料は、今後発生する公共施設修繕など管理運営のために基金として積み立てると話されました。この基金を将来の安芸高田市を背負う生徒のために、太陽光発電の用地貸し出しを素早く決断されたように、小・中学校のエアコン設備の設置を早い段階で決断していただきたいのですが、もう一度、再度、教育長お願いします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 下岡議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから申しておりますように、市長の御理解をいただく努力もしながら、またあわせてこんにちの市内の義務教育をめぐる諸課題というのはさまざまございますので、優先順位等も慎重に検討しながら最大限の努力を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 期待をして、次に入ります。

安芸高田市には、山や川のほとりに学校が建設されているところが多く、周辺は草や植木が多く、その上、坂などの危険なところもあります。

それぞれの学校の美化活動にはPTAと協力する歴史がありますが、昔とは異なって生徒数の減少で保護者も少なく、道具も使用したことのない保護者もいて、PTA美化活動だけでは広大な学校の敷地の管理は追いつかないのが現状です。時間を割いて先生が整備されていると聞きます。

他市では、設備、整備の管理者を採用しているところもあります。先生は、児童・生徒の教育のほか、書類の提出、各種調査の依頼の対応、苦情の対応、PTA・地域などの連携など多忙な業務があり、本来の先生の業務をしていただくためにも、市道除草業務のように、除草剤や植木剪定、草刈りなどの作業は学校を巡回して、環境整備事業として専門事業者に委託することができないのか。教育長、お聞かせください。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

御承知をいただいておりますように、学校用務員につきましては、国の行政改革の中で、平成10年ころから減少し、本市におきましても、現在は配置をしていない状況でございます。

現在の環境整備の状況ですが、高い木の剪定など、安全性が確保できない業務につきましては、シルバー人材センターなどに委託を行っておるところでございます。校庭の除草や草刈りなどについては、日常の教職員による作業、また夏休み等に地域や保護者の御協力による環境整備で対応している状況でございます。

議員御質問の「校庭の除草や庭木剪定、草刈りなど学校環境整備を業者委託できないか」ということにつきましては、現在予算化しております以上の予算化は、こんにちの厳しい財政実態を考えると困難な状況にあると考えておるところでございます。

しかし一方、議員御指摘のように、学校における子どもたちの安全・安心な教育環境の確保、また、教職員の負担を軽減していくことは大切であると考えております。したがって、これからも当分の間は、保護者・地域の御理解と御協力をいただきながら「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という考え方に立っていただき、夏休み等の環境整備作業などで対応していただきたいと考えております。

あわせて別の視点で考えますと、地域の皆さんに協力していただく姿、また親と一緒に学校を環境を整える体験活動は、こんにちの生活環境の中で育てている子どもたちにとって貴重な体験活動に触れるチャンスであるとも言えます。なお、当然のこととして、これらの取り組みで対応できないことにつきましては、業務の委託を検討するなど、これまで同様、学校環境の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成24年度、25年度の状況につきまして、後ほど次長のほうで

補足説明をさせていただきます。

○塚本議長 以上で教育長の答弁を終わります。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、平成24年度におきます小・中学校の各種業務の委託状況について、御説明を申し上げます。

平成24年度、13小学校のうち11小学校で植栽の剪定業務を委託させていただいております。決算額が約68万円でございます。中学校におきましては、6校全てで業務を委託しておりまして、決算額は約52万円となっております。

平成25年度におきましては、年度中途ではございますが、現在19の小・中学校のうち14校で現在高木の剪定業務等を委託しておる状況でございます。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 ありがとうございます。これからも先生に無理のいかないように、業務をしていただきたいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

集団食中毒の対応についてお伺いいたします。安芸高田市の給食センターは、平成25年度、運営費2億4万3,000円の予算と給食費で運営されています。1日2,500食を調理し、各保育所や学校に配送されています。

今回全国のいろいろな場所でノロウイルス集団食中毒が発生いたしました。皆さんも御存じのように、広島県も例外ではなく、近いところでは白木の中学校で発生しました。作業に当たられる給食センターのスタッフは、危機感を持って日々の作業に当たられていると思われませんが、もし集団食中毒が発生したら子どもたちの「食」に対する心のダメージは大きく、給食センターの信頼が損なわれます。

市民に対してはお太助フォンで食中毒予防の注意事項を流されましたが、安全管理体制の観点から、給食センターに対して集団食中毒の予防や対応確認はどのように図られたのか、教育長にお聞きいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの下岡議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、1月16日には静岡県浜松市の小学校17校を中心に1,100名を超える感染者、そして1月24日には広島市内の10校の中学校で320名を超える感染者を出した、ノロウイルスによる集団食中毒が発生しています。いずれの原因も、パンであったり、デリバリー弁当という学校給食による集団感染事案でありました。

厚生労働省の統計によりますと、食中毒患者数の約半数をノロウイルスが占めております。また、食中毒の発生原因としては、ノロウイルスに感染した調理従事者が、ウイルスが付着した素手で食品等を取り扱ったことにより起きている事例がほとんどを占めております。先ほど述べ



ました1月の事案も、給食調理従事者からノロウイルスが検出されているところでございます。

本市の学校給食センターは、現在、市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校に約2,950食の給食提供を行っており、万が一、集団食中毒が発生すれば、議員御指摘のように、その影響ははかり知れないものがございます。

現在、学校給食センターは、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」により、衛生管理の改善・充実及び食中毒の発生防止に取り組んでおります。

本市の学校給食センターにおきましても、これらの基準に基づき、大きく5点。1つは、機械器具の十分な洗浄と消毒の徹底及び二次感染の防止。1つには、学校給食従事者の健康管理の徹底と手洗いの励行。1つには、当日調理とこれは果実類を除きますが、加熱処理。1つには、食品の適切な温度管理の徹底と2時間以内の移送。1つに、検食と保存食の徹底。大きくはこの5点を予防対策として行っておるところでございます。

今後におきましても、学校給食が原因となる集団食中毒を起こさないよう、最大限の注意を払い、予防の徹底を図ってまいります。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 ただいま教育長が述べられたように、徹底しておるということですが、私がお聞きしたいのは、今回の広島の集団食中毒で危機感を持たれたと思いますが、マニュアルについてお聞きしたいのです。

例えば、手洗いマニュアル、服装点検マニュアル、調理場入室マニュアル、トイレ清掃マニュアル、作業マニュアル、検査マニュアルの点検を、他市では集団食中毒後に、本市は調査・確認されたのか。されていたら、追加項目や変更するところがなかったのか、お聞かせください。

また検便については年何回されていたのか、お聞かせください。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 ただいまの下岡議員さんの再質問にお答えをいたします。

マニュアルにつきましては、本日全て持ってきておりませんが、それぞれ手洗いについて、あるいは調理場の入室について等、衛生管理の面全てにマニュアルをそろえております。

1例を申し上げますと、手洗いマニュアルでございますが、時計や指輪を外し爪を短く切る。流水で軽く洗い、続いて石けん水で十分泡立てて洗うなど、調理場に入る前に、マニュアルを掲示いたしまして、マニュアルどおりの衛生管理を行っております。

また毎日、健康記録表の11のチェック項目で調理従事者の健康管理のほうもチェックをいたしております。なお、こうしたマニュアルにつきましては、作業のほうをアグリフーズに委託をさせていただいております。

すので、アグリフーズから定期的にチェックマニュアルを出していただきながら、管理をしている状況でございます。

また今回のノロウイルス事案に対しましての対応でございますが、再度の徹底はいたしております。今回の原因がパンであったり、また手袋の未着手であったりというふうな情報も出ておりますので、その点の確認を給食センターのほうから受託業者のほうへさせていただいております。

なお、検便につきましては、毎月定期的に検便を行っております。なおお家族のノロウイルスによるだろうという下痢症状とかそういうものにつきましても、毎日の健康記録表のほうでチェックを行い、家庭から調理場にウイルスを持ち込まないよう対策をとっているところでございます。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

下岡多美枝さん。

○下岡議員 先ほどの話で、私も安堵いたしました。発生してからでは遅過ぎます。昨年、異物混入を徹底して調査されたように、給食センターでの集団食中毒を絶対出さない、出させないことが大切で、今後、ノロウイルスなどの感染症に対して給食センターの管理体制の対応を徹底してくださいようお願いします。これから安芸高田市を築いてくれる子どもたちに影響が出ないように、より一層環境を整えていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で下岡多美枝さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 先川和幸君。

○先川議員 10番、無所属、先川和幸です。

先に提出しました通告書のとおり、大卒2点について、市長及び教育長にお伺いをいたします。

まず、先般、かねてより建設中の向原こぼと園とグループホーム向原が見事に完成したことに対し、浜田市長及び関係職員各位の多大なる御尽力に対し、感謝を申し上げますところでございます。

私は、民設民営という手法は理解しているつもりでありましたが、見るのは初めてでございました。当日、経営者の設立理念とその理念がにじみ出た建物を拝見し、身の引き締まる思いがしたところであります。地域にとって大きな宝物を与えていただき、これが今後、我が市の最大の課題である人口増対策の一翼になってくれることを期待するものでございます。

さて、お太助フォンが全市に開通して5カ月がたとうといたしております。情報が一元化され、相手の顔を見ながら通話もでき、さらに今後医療の方向にも活用されるとしている、まさに画期的なツールだと思っております。

しかし、新しいものを取り入れると、いろいろな意見が出るのも当然

のことかと思っております。そこで、これまでどのような御意見があったのか、市長にお伺いしたいと思います。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。

市民の皆様からの「お太助フォン」に対する主な反応、改善要望につきましては、電話機能として画面でお互い顔を見ながら通話できる利便性や、定時放送を聞き逃しても、後から、画面の文字や画像情報と音声を繰り返して見聞きできて便利だという評価をいただいている一方、操作方法がわかりにくいといったことや、放送の間合い、人口音声の違和感や音量が小さく、音声聞き取りにくいという苦情もいただいております。

また、昨年4月から先行して供用を開始した、吉田町、八千代町、美土里町、高宮町の4町での運用時には、全市のお悔やみ情報の提供要望もいただいております。

市民の皆様からの、反応、要望、苦情等は、市の担当課や運営事業者の中国ブロードバンドサービス株式会社にていただいております。件数等につきましては統計化しておりませんが、定例の運営会議時等、常時情報の共有化を図り、両者でその都度協議し、改善に向けた取り組みを行っているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 4町のときの、これは25年9月19日に総務企画常任委員会の資料としていただいております。これは私も承知しておるわけですが、その後2町、全市が加わっていろいろとあろうかと思うんです。

私が聞いておる中の一つとしては、朝の定時放送でちょうどNHKが放送していると。その日の重要なニュースあるいは天気予報、こういうものも聞きたい中でお太助フォンの声が流れてくると。何とか10分か15分、ずらせないものだろうかとかこういうような御要望も聞いております。

今おっしゃいました運営会議のほうに入っていない情報もあるのではないかと。したがって、こういう情報収集といいますか、苦情収集といいますか、井戸端会議ではいろいろと「これはいけん」「あれはいけん」という話があるわけですが、ちゃんと市のほうに届いているかどうか。非常に疑義があるところでございます。

したがって、これを定期的にアンケート調査といいますか、ダイレクトメールでも結構ですが、何かそういう手法で改善課題を取り上げていただく手法はないのか。あるいは出てきたものを本当にどう改善していかれようとしているのか、いま一度市長にお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおり、要望についてはこれからも徹底していきたいと。

情報を取る手法につきましては、また検討もしていきたいと思います。できるだけ市民の皆さん方の要望に沿えるようにしていきたいというのが行政の本意でございますので、しっかりとこれからも要望の聞き方等も考えていきたいと思っております。

まずは要望を聞いて、一番苦情を聞いているのは、今のお太助フォンの使い方をしっかりと市民の方々に周知してもらったら、かなりのことは解消できるんじゃないかと思うので、これからの我々の周知も含めてしっかりとしていきたいと思っております。

議員御指摘のように、ほかの要望もあるかもわからないので、これからも要望を聞く手法についても検討していきたいと思います。また早急に片づけるもの、例えば定時放送とかが重複する場合には外すとか、こういうことはできますので、しっかりと情報を確認した上でそういう方向に向かっていきたいと思っておりますので、御理解してください。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 このツールが市民に早く馴染んで、改善できるものは真摯に取り組んでいただくことを要望し、次に移りたいと思います。

次に、屋外放送設備についてでございます。これまで、八千代町、向原町には防災無線での屋外設備があり、これはぜひとも残してほしいという多くの皆様の要望のもと、私も第2回の定例会において、また第4回の定例会では同僚議員が市長のお考えをお聞きしたところでございますが、結果はいずれもノーでございました。

今、向原町では行財政改革の御旗のもと、他町に比べて集会所が多いということで、昨年度は11の老人集会所の地元無償譲渡、また今年度は4つのふれあいプラザの地元無償譲渡をやむを得ず受けたところでございます。

決して利用が少ないということではございません。地区の芸能活動の場であったり高齢者のミニデーの場であったり、あるいは選挙の投票所で利用されているものでございます。当然、旧町時代に目的を持って住民福祉の向上のために建てられたものでございます。しかし、時代の急激な変化に伴いまして、また合併し1つの市ということで一律化が進められております。しかし、この厳しい中山間地に住む者として、物によってはそうでなくてもいいのではないかと考えております。

昨日、近所で山火事がありました。消防関係者の皆様のお蔭で、また昨年つくっていただいた近くの防火水槽のお蔭で、幸い、大火にならず皆喜んでいただいております。昨日は天気もよく、外での農作業者が多く、消防車が来て初めて山火事を知ったという人も多く、外部スピーカーの必要性も聞かされたところでございます。

私は、市長さんのおっしゃるいろいろな要望事項をやるにはお金のなものも足りないので、当面、外部スピーカーはということでございますが、当面全市でなくても、当面設備のある向原町、八千代町の設備の有

効利用を図れないものか。また、その部分の費用はどれぐらいなのか、市長にお伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 屋外放送設備の存続についての御質問でございます。お答えいたします。

向原町の固定系防災行政無線は、昭和62年度に設置、八千代町の設備は昭和54年度に整備されたものであります。2町の維持管理費は、放送や維持管理を行う職員の人件費を除き、電気代や電波利用料、補修費、保守費など年間約400万円をかけて運営を行ってまいりました。しかしながら、無線設備や機器も老朽化している上、現行機器の生産も終了し、今後の維持管理も安定してできない状況にあり、さらに、機器の更新は現行のアナログ方式からデジタル化することが国の条件であります。更新費に多大な費用を要することから、その機能を、お太助フォンに移行いたしておるところでございます。

行政サービスは、安芸高田市として全町に平準化することが必要でございます。全市に防災行政無線を整備することになるとさらに膨大な経費を要することになります。

なお、お太助フォンで流している放送を光ファイバー網を利用して全市域に屋外スピーカーを設置して放送することは、技術的には可能でございますが、その必要性、有効性、また、初期投資費用や維持管理費などの財政的な面を考慮する必要があることから、現段階においては、設置の計画は予定していないところでございます。

屋外放送は、単純にお太助フォンからではなく、品質確保の観点から専用線やI P屋外拡声装置、またセンター局、サブセンター局に専用サーバーや遠隔制御装置等を配備する必要性があり、整備手法を含め、現地による音達調査や詳細設計に期間を要することから、整備費用については現時点では把握していないところでございます。御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 私が言ってるのは防災無線ではなしに、お太助フォンを利用してということでございます。

それで、これは間接民営になるんですかね。業務を民間に委託してということなんですが、非常にもう最初からやる気がないんでね、私も担当者の人に聞いても、非常にこうじゃ、ああじゃという否定的な回答ばかりでございます。果たして本当に、これから災害が多く起きる可能性がある、あるいは南海トラフ云々ということが、直接安芸高田市には関係ないとしても、必ずや後方支援地であり、そういうことになるわけです。

そういうことで本当に要らないんじゃないかと。お金も試算してない

ということでありますので、お金の議論はできませんよね、これは。お金を試算してないわけですから。もうこれは第2回のおきも言ってますが、あのときに12億か14億円かかるとおっしゃったと思うんだけど、それは防災無線の話であって、今のお太助フォンの中でもう電柱といいますか、その柱は立ってるわけなんですね。外部スピーカーを変えなければいけないのなら変えて幾らかかる、線も専用線を張らないといけないとおっしゃってたけど、余った予備数があればつなげるといことです。現在、100%のお太助フォンではないわけ。まだ余裕があるはずなんです。今後、空き家も増えてくるでしょう。そういうことで、本当に屋外スピーカーが要るか、要らないか。要るとしたらどのぐらいかかるのかという試算ぐらいはしていただいてもいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おっしゃることなので、これが屋外スピーカーがいるかどうかというのは他市の例を踏まえてしっかり研究していきたいと。ただ、全町にわたっての危機管理ということなので、こういうことも踏まえながら考えていきたいと。向原と八千代だけの課題ではないので。そういうことも踏まえながら、安芸高田市にとって屋外スピーカーがいるかどうかという議論はこれからもしていきたいと思います。

それから、費用について申しわけないことを言いました。余りアバウトじゃ申しわけないと思って今はしてないと言ったんですけど、早急にどれぐらいかかるかということ調査しながら、費用も踏まえながら、そういうことを考えていきたいと。

御承知いただきたいのは、私のところにも苦情があったんですよ。外で聞こえんようになったって。家に入っていたら。ただ、最近苦情がなくなってきたんです。今までは有線の機能が悪くて、1回聞き逃したらもうだめなもんだから、2階におっても畑におっても聞かないけん、わーと大きな声をやってから、もうそれを何十年続けてきたんですけど、今度いまはすぐにわかるわけ。聞き逃してもボタンを押したらすぐにわかるので、それを理解したらこんなもん要らんよと。むしろ静かなほうが赤ん坊がよう寝てええよとか、こういうこともあるんですよ。総合的に考えていきたいと。今までの有線の機能が半世紀は続いてたんですよ、これ。だから、現在機能がよくなって、聞き逃してもボタンを押してもらえばいいので。死亡通知も聞き逃しても、地域はもちろんですけど、全町どこのも聞けるということなので。

先ほども行政懇談会でも言ったんですけど、我々がいかに市民の方々に使い方をこれから啓発していくのも大きな課題だと思います。それがわかった上でどうあるべきかというのは、またしっかりと検討していきたいと思います。議員のおっしゃることもわかりますので、これからお太助フォンの活用の一環としてしっかり考えていきますので、どうか御

理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 合併して一律化を図っていくことを進められております。学校問題あるいは上下水道の料金の問題、いろいろとあります。しかし、旧町時代は、吉田町は大きかったから別としても、大体同じ金額で、地方交付税でそれぞれ何を中心にやるかというのはそれぞれの町の特徴が出てくるわけですね。中には道路をつくっていくというやり方もあるでしょうし、中には圃場整備をやっていくというところもあるし、中には防災に重点を置いていくという町村もあったと思うんです。

それで端的に言えば道路、市道をとってみますと、言うなれば、各町ばらばらなんですよね。八千代町が75キロメートル、向原町が97で、美土里・高宮町は173、167という非常にキロメートル数からいえば長いというのがあるんです。これはその町々の特色によって住民のニーズをやられておるわけだから、これは決して批判してるわけじゃない。

そこで、私が先ほど言いましたように、向原町においては、ふれあいプラザとか老人集会所とかそういう福祉施設に重点を置いたんだと思うんです。ところが合併して向原は数が多いからこれは減らすと。要らんなら返せと、使うなら無償譲渡よと。それも行財政改革の御旗、これもよく理解していただいて、市民の方も全員とは言いませんけど、洪々解体のことは後送りにして、今あるんだから使わせてもらおうじゃないかというところがあるわけです。

それで、この防災無線も必要かどうかというのはいろいろ議論があらうかと思いますが、「よい子の皆さん、6時になりました。遊びをやめて帰しましょう。」とこういふ何とも言えん、地域の文化といいますか、そういうところがあったわけです、向原町には。それをお太助フォンの機能をよく理解していただければ、外は要らないんだというのは、市長さんがそうおっしゃるんだからそうかもわからんけど、やっぱり向原町にしても八千代町にしても残してほしいという意見は多々あると思うんです。今までなかった4町に対して一律にしなくても、私は先ほど言いましたように、必ずしも平準化しなくても、ある施設を使っていけばいいんじゃないかと。ただそのお金がどのぐらいかかるかということやはり今行財政改革の真ただ中ですから、それは必要だと思うんです。向原、八千代をやるから4町全部をやらないけんという議論はちょっといかないんじゃないかと私は思ってます。

いま一度、市長、いわゆる地域の住民の残してほしいというものを今後本当にどうされるのか。今はやらないというのはお聞きしました。だけど、今後どういうふうなそういう点を課題として考えていただけるか、いま一度お尋ねしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御意見、ありがとうございます。

地域特有のそういうものについて大事にしていけないけんというのは、これ文化と同じでございますので、これからも考えていきたいと思えます。一方では行政という物差しでいろいろやっていけないけんというところも御理解をしてもらいたいと思えます。

今後は経費の話になりますけど、そこを残すということじゃなしに、経費が膨大になるからやめるということだったら理解できると思えますので、そういうことを含めた、我々も責任ある回答をしてから、御理解を賜っていききたいと思えますので、この辺の調査をしっかりやっていききたいと思えます。

6町が合併して、おのおののこと全部を認めてあげたらいいんですけど、一丸となってしていくことも御理解をもらいたいと思えます。一つ共通の物差しをつくらないけんという私の使命があるということだけは御理解をもらいたいと思えます。

一方で、そういう個々の大事なものについては、できるだけ摘まんようにしていきたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ありがとうございます。ぜひともお願いします。

次に、大枠2点目、給食センター食材購入の実態について、教育長にお伺いするわけでございますが、この質問に入る前に、その背景を少し述べさせていただきたいと思えます。

先般、安芸高田市商工会青年部と市議との意見交換会が行われ、青年部の皆さんの悩みというか不安をいろいろお聞きしたところでございます。

やはり最大の課題は人口減少ということでございました。午前中の市長の答弁にもありましたように、10年後には2万2,000人になると予想されるということでもありますし、今子育ての真っ最中、このまま商売が続けられるのであろうかという不安であります。そこで今、市が掲げている施策は全てとっていいほど、人口増対策で歯どめのために腐心しているということをお答えもしたところでございます。

青年部は、消防活動、花火大会、地元の祭りと地域の経済の活性化にいろいろと寄与されておりますが、その見返りは少ないという意見もありました。そこで、少しでもできることは、当然のことではございますが、市が発注する事業に対し、外にこぼれないようにできるだけ地元の業者に協力してもらおうという姿勢がより一層大切なのではないかと思っています。

そういう観点から、給食センターの食材の購入実態をお伺いするところでございます。

(1) の地産地消の範囲、ここはどうお考えなのか、お伺いいたします。



- 塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。  
「地産・地消」の「地産」の範囲についての御質問でございますが、教育委員会におきましては、県全体で統計に活用するということもあり、「広島県内で生産された食材」ということで統一しておるところでございます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。  
先川和幸君。
- 先川議員 これも、いわゆる国内が地産だというとらえ方もあるし、そういう観点でお尋ねしたところでございます。  
次に、市内業者とその他の業者とっておりますけれども、いわゆる安芸高田市に税を納めておられる地元業者と、そうでない、営業所とかそういう拠点を持っておられないその他の業者の年間購入金額はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。  
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 市内業者とその他の業者の数による年間購入金額についてのお尋ねでございますが、平成24年度給食会計決算によりますと、市内業者数は19業者で、購入額は7,202万3,223円、全体の52%となっております。一方、市外業者数は5業者で、購入額は6,646万4,143円で、全体の48%となっております。以上の状況でございます。
- 塚本議長 以上で答弁を終わります。  
先川和幸君。
- 先川議員 今の御答弁を聞きますと、当初より地元業者のほうが増えているという感じでございます。しかし、まだ約半分は、いわゆる調達ができないのかよくわかりませんが、今、地産と言えば広島県内という言葉の中では、地元の業者が納入できないはずはありません。あとの48%がなぜ他の業者にお願いしないといけないのか、いま一度、その辺のところをお伺いいたします。
- 塚本議長 答弁を求めます。  
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 市外業者が48%ということでいかがなものかということでございますが、現在、給食食材の調達方法につきまして、基本的な考えとしまして、給食食材の選定にあたっては地産地消の観点から、安芸高田市内産の利用を促進するとともに、可能な範囲で安芸高田市内店舗からの購入を図るとともに、良質で、衛生上安全なものを選定するという基本的な考え方を持っております。  
しかしながら、先ほども答弁をさせていただきましたが、安芸高田市給食センターになったことによりまして、食数が約3,000弱という大きな数になりました。そうなってきますと、例えば、魚の切り身あたりで

すと、年齢によって同じ大きさということにはいかなくなってきます。食数が多い、それから切り身の大きさも発達段階に応じてかえていくというような形で、なかなか最終的には市内業者さんもそれには対応できないという回答をいただいたりというような形の中で、現在、鋭意努力はしておるんですが、先ほど答弁をさせていただいたような数字ということになっておるということでございます。御理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 この食材も給食センター運営委員会、こういうところでやられておるというのは承知しております。しかし、その中で野菜はJAさんとか、あるいはみそ、しょうゆ、鶏肉は地元の方とか、その他については地元の弱小の小売店舗さんと今おっしゃった大手と申しますか、そういう2,950食の調達ができる業者との競争入札と聞いております。JAさんはある面で地元業者なんでしょうね。だけど、先ほど地産が広島県産となると、白菜にしても云々にしても地元の弱小業者さんが納入できんわけがないわけですから。そういう調達しやすいのは大手さんに言えば間違いなく数が入ってくるとか、こういうところがあると思います。

最後にその辺をお尋ねしようと思うのですが、いわゆる地元の小売店舗を育成しようとする気が市はあるのかどうか。というのが、やはり人口減の中で今の若者の青年部の業者が、子どもを育てる真っ最中の者が生き残っていくには、やはり行政でそういう若干手間と申しますか、若干手数はかかるかもわからないけど、そういう姿勢が私は必要ではないかと思ってるわけです。

それで、次の入札方法に入っていきたいと思いますが、先ほど言いました、野菜はJAさんとか、間違いでなかったらですね。地場ではみそ、しょうゆ、鶏肉とこういうところも含めてどのような入札方法をされておるのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。

入札の方法についての御質問でございますが、安芸高田市給食センターでは供用開始当初から、地産池消の観点から「安芸高田市内産」の利用促進を行うため、可能な範囲において市内事業者からの購入を図る「登録店制度」で食材の調達を行っておるところでございます。

米につきましては、議員御指摘のように、市内産の「あきろまん」をJAから購入しております。その他の食材につきましては、「産地づくり指定野菜品目」である野菜や、市内で調達できる果物等はJAや市内果実農家から随意契約で調達をしております。地場加工品や市内製造品である、しょうゆ・みそ・豆腐・鶏肉等も市内登録店から見積もり合わ

せにより調達をしております。その他の食材についても、市内登録店で調達が可能なものについては、市内登録店の見積もり合わせにより調達をしておるところでございます。市内業者だけでは調達が難しい食材につきましては、市外登録店を含めた見積もり合わせで調達をいたしております。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ぜひとも今までの方法で問題がなければ進めていただきたいと思います。

しかし、48%のいわゆる安芸高田市に税を納めていない業者の納入という実態もあります。この辺を、やはり先ほど言いました観点から、ぜひとも少しでも地場の小売店舗業者に納入していただけるような仕組みを考えてほしいと思います。

また、書類が非常に厳しいという御意見もあります。それは当然食でございますので、その辺は十分管理していただかないといけないわけですが、しかし、ペーパーの上ではある程度、育成、保護という考えのもとにできるだけ48%のうちの何%かを地元小売業者に与えていただきたいと思っておりますが、いま一度、教育長さんのお考えをお願いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘のように、市外の業者から引き続き48%あるということについては、当然、教育委員会といたしましても課題として受けとめておるところでございます。いずれにしましても先ほど答弁をさせていただきましたように、基本的な考え方としましては、地産地消の観点から市内産ということをお大前提としておりますので、引き続き少しでも市内産のパーセントが向上するように努めてまいりたいというふうに思いますので、御理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 以上で質問を終わります。

○塚本議長 以上で先川和幸君の質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員 15番、藤井昌之でございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

NPO法人「かんがるー」についてでございます。このことは皆さんも御承知のとおりでございます。昨年来から中国新聞にも報道され、多くの方々が関心を持っておられるところでございます。こういった関係者の方々、それから保護者、そして一般市民の方々から多くの苦情、相談が私のほうにもまいております。

昨年来からこういったことを全員協議会等で報告を求めてきたわけですが、具体的にはまだ調査が進んでいないということで、1月の全員協議会でも報告がなかったわけでございます。こういった観点から、本日の一般質問になったということの一つ御理解をいただきまして、明快な御答弁をいただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、このNPO法人「かんがるー」の現在の調査状況はどこまで進んでいるのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、「現在の調査はどこまで進んでいるか」というお尋ねでございます。既に昨年の11月27日と12月20日の議会全員協議会におきまして、本事案の経過説明、並びに疑惑の概要、また、今後の対応等について、報告をさせていただいたところでございます。

市といたしましては、疑惑発覚後、NPO法人に対し、特別の業務監査を実施するとともに、地方自治法に基づく予算の執行状況を調査し、速やかに報告するよう求めたところでございます。

NPO法人におかれましては、長女に対する不適切給与の支給や領収書に前理事長の私的購入物が混入しているのでは、との疑惑について、その真相解明のため、NPO法人の臨時総会で選出された新役員が総力をあげて、過年度にさかのぼり、出勤簿をはじめ、不明な領収書等の確認調査を実施されたところであります。

また、これに並行して、前理事長並びに前理事長の長女に対する聞き取りも行い、勤務実態等に係る確認調査が行われております。これらの調査により、出勤簿による勤務実態の確認作業については既に終了しておりますが、前理事長の私的な買い物の混入疑惑につきましては、現在、購入先に対し、明細書の開示請求を行い、調査を進めておりますが、購入先によっては、開示を拒むケースもあり、NPO法人独自の調査に限界も感じておられます。このため、今後の対応につきましては、刑事告発を含め、弁護士の適切な助言を仰ぎながら、対応したいとの報告もあわせて受けておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今、市長のほうから明快な答弁をいただいたと思っております。昨年来から

報告を受けて、特別業務監査も行ったということでございますし、この勤務実態ですね。ここらの実態調査がおおむねできていると。金額にしてどのあたりまで人件費の部分が出ているのか。

さらにはこの私的流用された領収書、ここらあたりの金額はどれぐらいになってるのか、再度、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 勤務実態調査につきましては、既に終了しておるという状況というふうに報告を受けております。その中で、現在、調査を確定するということには至っておりません。そういった法人独自の調査が果たして確定できるものかどうかというのは、現時点ではお答えはできかねるというふうに思っております。したがって、これは今後、法人のほうとしましても刑事告発を含めて対応されるとお聞きをしておりますので、ここでその金額を申し述べることに於いて、今後の捜査にも影響を及ぼすものだろうというふうに思っておりますので、この場では差し控えたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。  
藤井昌之君。

○藤井議員 先ほど市長の答弁の中で刑事告発という言葉がございましたが、今の部長の答弁の発言内容では、NPO法人が刑事告発をするということにも捉えられるんですが、どちらが刑事告発をされるんですか。市のほうとするのか、NPO法人がされるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 これは補助金を出したというのであれば、うちの行政にもかかわるんですけれども、これ委託業務です。建設工事を委託したのと同じなので、その会社の社長が横領したという話をうちの辺まで踏み込めるかということがございます。

だからこれは、NPO法人がみずからここをされると思います。中の問題ですから。それから、私のほうは、これからの質問に出てくるとは思いますけど、いかに市が不利益を得たかということであれば、このことについてまた問題にしたいと思います。監査委員の方にもお願いしようと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。今後の展開によります。だから、このところをうまく分けていかない困るので、ここをうまく分離して考えてもらいたいと思います。委託へ出した先の問題なので、委託したためにうちに不利益があるかどうかということは検証していかないけんので、これは。もしか、ないことになると、もうNPO法人の中の問題ですから、中の役員さんが分割して払うかどうかということになりますので、今はNPO法人さんが告発をされるということを聞いております。御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今の答弁では、市のほうとしては全く不利益がないという観点から刑事告発をしないというようなことでございます。

今、テレビでも多くの報道がされておりますが、東北の大震災によりまして、行政側がNPO法人に委託をした。金額の内容は違いますけれども、このNPO法人が不法な支出をしたということで、行政側も刑事告発をしているわけですね。

広島においても福祉の関係、島根県に関しても放課後児童保育等々いろいろありますけれども、委託した側がほとんど刑事告訴をしているわけですね。本市だけが、市のほうに損害をこうむったわけじゃないから、NPO法人が告訴されるであろうということを私が申し上げたら、今市長が違うということでございましたので、そこらあたりも含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は、市が告発をしないと言ったんじゃないです。これから監査委員に対して監査をお願いして、そこで不利益が認められたら、また次の展開をすると言ったんであって、しないと言ったんじゃないので、御理解をしてもらいたいと思います。今から調査をするということです。今、監査委員さんがおられますので、うちに不利益があったのかどうかというのは、我々じゃよくわからないので、専門的な立場から監査をしてもらいます。そのことを踏まえて、弁護士と相談をしながら次の展開に移っていきたくい。安芸高田市はですよ。

ただ、NPOさんは社内のことでございますので、どうされるかわかりませんが、多分、何をされるかわかりませんが、そういう状況にあるんじゃないかといつて申し上げたので御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今、NPO法人が全力を挙げてその解明にあたってるということでございます。

ただ、先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、NPO法人で、例えば人件費は出勤日等で確認ができると思いますが、いわゆる物品のほうですね。これは明細のない領収書で、購入したお店へ開示請求ということで調査をしていただいているんですが、これも先ほど答弁があったとおり、一個人が買い物先へ行って開示請求したところで、個人情報保護法という大きな壁があって、明快にならないと。だから、徹底した調査といいますけど、ほとんどが困難を要する作業なんですね。それを今、NPO法人の中でやっていただいておりますが、こういったことを早く市の側かNPO法人が刑事告発をするということで、県警が動くことによってそういった不正の解明が早く行われるというのが、私は一番最善

を期す対処の仕方であるというふうに思っております。

今後の状況では刑事告訴という形になるんでしょけれども、なぜここまでおくれたのかということについて、少し答弁をいただければ思っております。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市といたしましても、疑惑が発覚した後、法人に対して特別の業務監査を実施しております。それから、地方自治法に基づく予算の執行状況を調査しています。また、速やかに調査、報告をするように促進をしていますので、これ以上の要求とか、これからもしていきたいと思いますが、しかるべき手順を踏んでいるということで理解をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 それでは、次に進んでいきたいと思います。2点目の委託契約の内容について、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

「委託契約の内容はどのようになっているのか」とのお尋ねでございます。NPO法人とは、年度ごとに業務委託契約を締結しております。本市の「放課後児童クラブ」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に、学校施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供しながら、児童の健全育成を図ることを目的として設置しているところでございます。

委託業務につきましては、10カ所の「放課後児童クラブ」の運営と3カ所の「児童館」の運営について委託しております。

委託業務の内容につきましては、委託契約書に定めるもののほかに、「放課後児童クラブ運営基準」、並びに「児童館運営基準」に基づき業務を行うことを規定しております。この「放課後児童クラブ運営基準」、並びに「児童館運営基準」については、業務を実施する上で、必要な事項の詳細について定めているものであります。

なお、議員が御指摘のような委託契約を含めた市の事務手続等につきましては、市として説明責任を果たす観点から、過日、監査委員に対して、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、市長として普通地方公共団体の事務の執行に係る監査を要求したところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 この委託契約の説明をいただきましたけれども、昨年来からずっとこんにちに至るまで、先ほどの質問ではございませんが、市がいわゆる不

利益をこうむっていないというおおむねの観点からこんにちまできているわけでございまして、そういうことになりますと、この委託契約の内容に沿って行政はきたという判断をしておられるのか。そこらの最終確認のために監査委員会でいわゆる今までの事務監査をお願いしているという受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの委託につきましては、補助金を交付したわけじゃないので、委託業務ということは御理解を賜りたいと思います。建設工事を土建業者に委託しましたと。その執行状況について、例えば、うちの子どもたちに不利益があったとか、おやつが配分されなかったとかということがあったら、その辺の詳細な把握が難しいんですね。そういう曖昧なところもございますので、今回は公平な監査という立場からもしっかりしてもらいたい。うちがまったく関係がないというんじゃないしに、いわゆる商法上の話になってきますので。

例えば、放課後児童クラブがこのたびのことによって著しく子どもたちに不利益を得たよとか、そういうような契約内容の仕事をしなかったよとか、こういうことをしっかり調べてます。ただ、ないというんじゃないしに、まだあったら困るので、違った立場からも監査をしてくださいということで監査委員のほうに申してます。

うちもこういう観点からいろいろ弁護士とも相談するんですけど、どっちか判断できにくい分野もたくさんございますので、その正確な判断を仰ぐために、このたびの監査を受けるわけでございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

決して逃げてるわけではございません。非常にこれ難しい問題なので、補助金を出したなら補助金の執行額についてどうこう言えるんですけど、委託をしてるわけですから。その業務の遂行ということなんですね。そういうところが非常に難しいところがあるんですね。我々行政が判断しにくいところを弁護士とかに相談してますよ。弁護士とか監査委員とか、そういう立場からもしっかりと監査をしてもらって、いい形での問題解決に努めてまいりたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。非常に判断が曖昧ということで御理解をしてもらいたいと思います。白か黒かはつきりだったら私もすぐに判断しますが、この分野につきましては、非常にわかりにくい分野が多いということです。御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 曖昧な部分が多いということでございます。多分、報告は受けておられないんだろうと思います。この後の質問内容にもかかわってきますので、今市長の報告をいただきましたので。

それと、この委託契約書については、後ほど資料請求をさせていただ



きたいと思います。今回一般質問で取り上げさせていただいておりますが、また来週から始まります、平成26年度の予算にも常任委員会がごさいますので、そこらあたりでも感じたことがあれば、御質問をさせていただきたいと思いますので、資料請求を申し入れさせていただきたいと思います。

次の項目に移ります。このNPO法人「かんがる一」と委託契約をされるときには事業計画書というものも当然出てくると思います。それから年度末にはこの事業報告書というものが出てくるわけですが、ここらあたりはどのようにチェックをされてこられたのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。「事業計画書及び報告書はどのようにチェックされたか。」というお尋ねでございます。

NPO法人から提出された事業計画書及び事業実績報告書につきましては、その内容が、市の仕様書に沿った事業計画書となっているか、また、事業実績報告書につきましても、実施した事業内容が市の委託した業務内容に則したものであるかということ審査しております。

なお、先の質問でもお答えいたしましたように、これらの事項につきましても、特別監査に託したいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 この報告書の内容について、特別監査で再度調査という御答弁でよかったんですかね。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 特別監査ですから、やっぱりいろんな契約の方法とか内容とかチェックの仕方についても、当然監査をしていただくようにお願いしたいと思っています。御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 これから再度チェックということでございますが、いわゆるこのたびのNPO法人「かんがる一」の不正については、事業報告書から発覚してるんですよ。もう既に。それを再度また特別監査で調査ということでございます。監査委員会でどういう報告がなされるか、私もきちんと見守っていきたいと思います。

それから、これ事業報告書から発覚したということでございますが、この委託事業というのは平成20年から始まっておりますよね。私も今回、冒頭でいろいろ申し上げましたように、このNPO法人に過去にかかわってこられた方、現在もかかわっておられる方、それから保護者、市民、

こういった方々から苦情、相談があったと。そういった方々の話を聞いてみますと、これ平成20年に委託業務が始まった後、平成20年からこのNPO法人の元理事長の疑惑があがっておったと。問題点も幾つもあったと。そのことを担当課へ何名の方も行かれたと。しかし、行政としては何の反応もなかったということですが、こういった実態はありましたか。

○塚本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 従前からそういったようなことが入っておったのかというような御指摘でございます。このことにつきましては、既に全員協議会のほうでも御報告をさせていただきましたが、ことしの9月以降におきまして、そういった公益通報を通じた事案の内部告発といえますか、そういったものがあって、それを受けて本市のほうで特別監査を実施したということでございます。過去のことにつきましては、私のほうは報告を受けておりません。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 昨年からそういう報告があって、監査をお願いしたと。担当課としては全く動いてないわけですかね。

先ほど市長の答弁の中で、市のほうで不利益をこうむっておったという御発言もあったわけですが、私の聞いたところでは、元理事長が子どもに対する〇〇があったということを知っています。これ担当課としては全く聞いておられないのか、聞いておられるのか。聞いておられたら、どういう対処をしたのか。これが市にとって不利益に当たらないのかどうか、そこらあたりを御答弁いただきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 〇〇ということについては、私は承知はしてございません。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 聞いていないということは、連携が取れていないのか。しかし、私は現実にこういうことを聞いておりますよ。そういうことが全く部長も知らない、市長も知らない。だから、市の不利益に当たらないということにつながってきていると思いますよ。これ、もし事実であれば、大変なことですよ。現実、行政としては受けていないということでございますので、これから正当な形できちっと整理を今後続けていきたい、このように思っております。

続いての質問でございますが、このNPO法人「かんがるー」の不正が発覚して、役員体制もかわっておりますよね。過去については理事が3名、新たな法人の組織が理事が10名ということでございます。ここらを変えた理由について、答弁をいただきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

「役員体制を変えた理由」についてのお尋ねでございます。市といたしましては、このたびの不適切事案は、前理事長による個人的な行為によるものと考えておりますが、役員体制が脆弱なために、NPO法人内部のチェック機能が十分に発揮されなかったことが、こうした事案の発生を防止できなかった原因の一つと考えております。

このため、市といたしましては、NPO法人に対し、速やかな信頼回復に努め、早期に真相解明を図るためには、理事長をはじめ、全役員の刷新を図るよう求めたところであります。NPO法人においても、事案の重大性や影響等を総合的に判断され、役員体制を刷新されたものと理解しております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 市民、保護者の信頼を回復する。また役員の新体制で今まで以上にこの放課後児童保育の業務にしっかりと取り組んでいただくということは、私も当然のことであろうと。

しかし、理事が3名から10名というのも、これ大幅に増やしてる。逆に言えば、3名体制そのもの自体が、今までこの放課後児童保育を運営するにあたって少なかったというのか、もともとが3名で運営できないものを3名でやっておったと。3名ですが、それも全て3名が集まってそういう機能を果たしてなかったわけですよね。そういうところは行政として、そういったことが3名でよかったのかどうか。

それと、このNPO法人の規約を見られたことがあるかどうかわかりませんが、当初は理事4名以上になってるんです。今確認したら、その4名以上が消えてるというんですよ。こういった実態は、それも御存じなかったですか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ、平成20年ですから、議会にもちゃんと諮っておると思いますので、議員さんのほうが知っておられると思いますよ。ただ、3名か4名かという議論は、私は当時議論してないからわかりませんが、例え何名であっても、今の実態はこういう大きな体制にして、見る目をちゃんと増やしたほうが良いということでございますので御理解をしてもらいたいと思います。その当時、3名か4名という議論は十分されたと思いますので、御理解をもらいたいと。そのときの議事録なんかわかりませんが、NPO法人を行政が、児玉市長さんがどうやられたかわかりませんが、このことについてええか、悪いかは別にしても、実態としてこういう事案が起こったわけですから、この反省を踏まえてチェック体制を多くするために理事を多くしたということは御理解をもらいたい

と思います。このことをとにかく言っても仕方がないと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 何か責任を議会のほうへ押しつけられてるように思いますけど、そういうことでなくして、市としては、このNPO法人「かんがるー」に委託するわけですよ。委託するということは、そういう規約にのっとって、その当時、理事が4名以上になっておったのが、いつの間にか現在ではそういう文言は消えていると。そういうことを御存じだったんですかと。議会はそのNPO法人の規約まで見ませんよ。行政としては委託するわけですから、そういったこともきちっと確認をしないとイケないでしょう。そういうことを怠っておったんじゃないんですかと。もしくは、そういったことも知らなかったんですかということをお伺いしたわけですか。どうですか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ようけようけ事業を抱えておるので、こういう法案自体はどこがどうなってるのかということはこちらでもらいたいと思います。議員さんのように頭がよくないので、私。そうじゃないかもわかりませんが、ただ、最低的に見て私のところに案があったのは、小さい体制より多くしたほうが今後の再発防止に役に立つんじゃないかということなので、こういう方向でいってるということで御理解をしてもらいたいと思います。文言がどうかとかこういうことを言ってるんじゃないかと思いますが、御理解をもらいたいと思います。詳しいことにつきましては、担当課長が説明すると思いますけど、私のところは新規的なチェック機能を増やすためには、こうあるべきだと。10人体制にしたということで御理解をもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で市長の答弁を終わり、福祉保健部長、武岡隆文君の答弁を求めます。

○武岡福祉保健部長 先ほど、こういった事態を受けまして、市のほうとしても担当課のほうで特別な業務監査を実施させていただきました。その中で、今御指摘をいただきましたような役員体制につきましても、各町1名いわゆる6名以上は選任をいただいたほうが、より業務の執行の上でチェック機能が働くと。そういう中で改善策のほうをお願いをさせていただいたということでございます。

それと御指摘のように、当初、役員は4名ということで私は理解をしております。NPO法におきましては、最低理事1名、幹事1名を置くように定められておきまして、設立の当初におきましては、この法に定める数をもって設立をされたということでございます。定款の上におきましては、理事、幹事の数も記載がされておるところでございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今、部長がお答えたとおりですよ、市長。市長は細かいところまで、そりゃわからんでしょう。しかし、そのために各担当部署があるわけですから、答弁でわからない部分は、担当部長がおるわけですから、しっかりそっちへ回していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

平成26年度の委託契約ですね。これ先ほども申し上げましたように、平成26年度の予算常任委員会もごさいますが、予算もあがっておりますし、そこらの考え方があれば、お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。「26年度の委託契約はどう考えているか」とのお尋ねでございます。

市といたしましては、今回の事案を踏まえ、先に実施をいたした特別の業務監査に基づき、NPO法人に対して改善を求めた事項について、その後、着実に実行されているかなどについて精査確認をしたところでございます。

その結果、市が改善を求めた事項については、遅滞なく改善がなされておりました。

また、先日、新理事長より、今後の業務の執行や会計処理等を含めた再発防止対策を確実に実行するとともに、引き続き、放課後児童クラブや児童館の運営を通じ、児童福祉の向上に少しでも寄与させていただき、市民の信頼回復に努めてまいりたいとの決意も聞かせていただいたところでございます。

したがって、再度、NPO法人の運営体制等を確認した上で、適切な運営が可能と判断した場合には、引き続き、新年度の契約を締結する方向で検討しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 平成26年度の委託契約については、今、児童福祉の向上、そしてNPO法人も市側の委託内容について改善を図っておるということで、最終的には監査の内容によっては継続ということでございます。

私も賛成なんですよ。これ今、NPO法人「かながる一」がどれだけ血のにじむような作業をしているのか。行政の人には多分わからないと思いますけれども、私はいろんな方ともお話をさせていただいて、本当にここまでやっているのかというぐらい私は感じておりますよ。そして、本来の放課後児童保育、児童館の運営業務にあたって、保護者の皆さんやそして市民の皆さんに対する信頼回復に向けて、血のにじむような努力をさせていただいております。

したがって、私も来年度の事業については、委託契約はこのNPO法

人「かんがる一」に委託をするべきであろうと。これは市の雇用問題も含めて大変な死活問題になってくると思います。したがって、今市長から答弁いただいた方向で、私はよく吟味をしてやっていただきたいと思います。

今まで5項目についていろいろ御質問をさせていただきましたけれども、最終的に、私は行政の責任はどのように考えておられるのかということ、先ほど来からも御答弁の中にも節々に出てきておりますが、最後の質問としてお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。「行政の責任はどのように考えているか」とのお尋ねでございます。

このことにお答えする前に、市とNPO法人の関係を説明したいと思います。言うまでもなく、市は業務の発注者であり、NPO法人は業務の受注者であります。また、NPO法人といえども、一般の株式会社や社会福祉法人等と同様に、民法上は人格をもつ法人と定義されております。法律上の行為をなす主体として、その権利を有し、また、義務を負うこととされております。

このことから、本来は業務委託契約を締結した後は、契約に定める業務内容の履行が担保されておれば、発注者である市が受注者に対して、経営方針等について指示すべきものではありません。

しかしながら、今回の事案につきましては、NPO法人内部で発生した個人的行為に起因する事案であるとは言えども、市が実施する子育て施策の信頼性を大きく傷つける重大な事案と認識しておりますので、今後、市として、再発防止策を徹底し、2度とこのような事案が発生しないよう努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 今の答弁の中で再発防止に取り組んでいくということでございますが、具体的にどのような再発防止策をやっていこうとしているのか、お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これまでも事業計画については審査をしているわけですが、今度はさらに徹底した審査とか定期的な監査とか、いわゆるそのような指導状況について、今までより入念な指導をしていきたいとかように思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井昌之君。

○藤井議員 再発防止に関しては、再度徹底した指導も監査も行っていくよということでございます。

私がこのNPO法人の不正にかかわっているいろいろ考えてみるところに、冒頭から市長は補助金じゃありませんよと。委託でこの放課後児童、児童館の業務委託をしてるんだと。しかし、私のいろんな方から聞いた子どもに対する事案ですね、こういったことが行政の耳に入っていない、入ってないことはないと思いますよ。それを知らないということは対応してきてないということですよ。ということは、結局は行政の〇〇ですよ。指導・監督どころか〇〇ですよ。そういった体制が明らかになってきている。

さらには、この委託であると言えども、これは県費も当然投入されてるわけです。市民の税金はもとより国民のそういう血税が扱われてるわけなんです。委託だから、補助金だからという形で私はおさめられる問題ではないと思うんです。

一個人の私的流用ということもありましたけれども、さっきから僕は事業計画であるとか事業報告書の件も聞きましたけれども、明らかにこういったところから不正が出てるわけなんです。ということは、運営をしていないのに、あくまでもしたような形の報告書をつくっておったりということになると、これ市に不利益を与えているんじゃないかとこう思ってる多くの市民の方の声があるんですよ。現実には、私はそのことに対して、当然、委託であっても私は行政責任というのは、これは必然的にあるんじゃないですかというふうにはお答えしてきてるわけです。そういった幅広い意味から考えたときに、私は行政としての責任、これ犯人探しをして首を切れとか、減給せえとか、公務員法によるそういう処罰をなさいって僕は言ってるんじゃないんですよ。

やはりこういう事態が起きたときに、やっぱり担当部署がNPO法人に乗り込んでいって、この私的流用、いわゆる人件費や物件費、事業の内容、こういったものを職員が入ってみずから汗水流して調査をするということが、私は責任の取り方だろうというふうに思ってるんです。

それをしないがために、多くの市民の皆さんから、もうこういう安芸高田市だったら私は住みたくないというような声まで出て来てるんですよ。そういった対応を私が何度かやってきたわけですよ。本当に恥ずかしい限りですよ。

市長、私が今申し上げたことに対して、どういうふうに感じておられているか、お聞きしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は行政が全然関係ないというんじゃないしに、子育て支援という観点から、こういう委託事業であろうとも非常に関係があるので、これからも再発防止に努めると判断をしているわけでございます。

議員さん、行政の〇〇とはっきりおっしゃったわけでございますから、〇〇がないように、日々行政指導していきたいと思っております。

それは大変なことですよ。この議会の場で〇〇というのはなかなか

いですが、ありがとうございます。職員が身にしみて思っています。私は〇〇してるとは思ってないんですけど、調査をしてから、またそのことは謙虚に受け止めていきたいと思えます。

決して私は関係がないといんじゃないに、こういう今の制度上の中で関係がないんじゃないに、我々はちゃんと再発防止についてはこれから努めてまいるんだという答弁をしっかりとつもりでございますので、御理解をしてもらいたいと思えます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

藤井議員に申し上げます。発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただきますようお願いいたします。

藤井昌之君。

○藤井議員 〇〇という言葉も使いましたが、これも私はこういう議場での発言でございますので、これが私のきょうの発言内容に誤りがあれば、これはきちっと訂正なりおわびもしないといけません。ただし、もしあったときにはどうなるんですかこれ。私も責任問題にもなります。行政にも今私が指摘したようなことがもしあったとしたら、これは大変なことですよ。そういうことを申し上げておきたいと思えます。

今回、この問題に関していろいろ私も調査をさせていただきました。そういった中でいろんな問題にぶち当たるんですね、これも。確証がまだ掴めておりませんから、これ以上の発言は控えたいと思えますけれども、これが一個人の問題でおさまらずに、いわゆるほかに転嫁していくということになれば、私は大変残念なことでありますし、こういったことがないように期待をしているところでございます。

これからもまた調査をし、発言の場を設けさせていただきたいということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上で藤井昌之君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 久保慶子さん。

○久保議員 無所属、久保慶子でございます。

通告いたしております3点について、本日最後の質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、観光協会について。念願の安芸高田市観光協会が発足して1年になります。職員の応援体制をもって発足するところも多いわけですが、安芸高田市の場合は現在2名の体制であります。これで十分というふうに認識をしておられるかどうかをお伺いいたします。

また、大きな期待と役割を持つ市観光協会の現状と課題について、お伺いをいたします。

○塚本議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの久保議員の御質問にお答えをいたします。



安芸高田市観光協会は、市の歴史・文化、自然や施設等の資源をつなぎ、調整し、効果的な情報の発信により観光交流人口を拡大し、地域経済の向上を図るとして昨年6月に設立されました。

現在、会員数は61で、市内の団体や個人に参加いただいております。

活動につきましては、市内各地域で実施されているイベントや施設情報をくまなく取材し、ホームページやフェイスブック、ツイッター等を活用した観光情報の提供を行っており、季節ごとのイベントカレンダーも継続して発行することとしております。観光情報を提供する安芸高田市観光ナビへのアクセス数は3万7,000件余りで、フェイスブックの閲覧回数は25万件を越えております。観光協会が設立して間もないこともあり、観光メニューの企画開発や周遊ルートの開設などの業務が十分とはいえない状況となっております。

また、事務局が2名のため勤務体制に余裕がなく、取材等で事務所をあける場合は、電話を商工観光課へ転送し、問い合わせ等への対応を行っております。

今後とも、安芸高田市における観光振興を図るため、観光協会と緊密に連携し、活動を支援してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 機能の重大性から十分活用していく展望を持っておられるということは理解できました。

ですが、現在の2名の体制について、新年度の予算の中で大きく膨れておりますので、どういったことが考えられてっているのは、後日の予算決算常任委員会のほうで質問をさせていただきます。十分な体制をとりつつ、安芸高田市をうったり広めたり、そういったことへ十分活用でき、また私たちもできる協力をしていきたいというふうに思っていることを伝えて、簡単でありますけれども、次に移っていきます。

2番目は、市民の文化活動における公共施設の利用についてお伺いをいたします。

まずそのうちの1点目として、合併以来、使用料金の統一に努力されていることは承知いたしておりますが、施設の利用に関して市民の方は不公平感を感じておられる状況があります。

例えば、向原の陶芸教室が「みらい」に入れず、使用料を払って商工会館に宿借りしておりますが、一応3月までとなっております。一方、同じ陶芸をやっている団体で吉田運動公園で活動している団体については、使用料の負担はないとお聞きをしております。間違っていたら御訂正をお願いしたいと思います。ほかにもこのような事例があるのではないかとこのように考えます。

文化活動における公共施設の利用について、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの久保議員の御質問にお答えをいたします。

昨年の12月議会一般質問において、同様の御質問をいただき、調査をいたしましたところでございます。その結果、文化活動は、主に、市文化センター、人権会館、各基幹集会所で活動されております。

市文化センター、人権会館は、それぞれの設置管理条例に基づいて運用をされております。また、基幹集会所についての多くは指定管理者制度を導入しており、設置管理条例で定める範囲内において、各指定管理者の方針に沿って運用をされております。また、それぞれの減免規定などがあり、利用者にとっては不公平感が生じているものと考えております。

教育委員会といたしましては、合併以来、所管施設の使用料体系・減免規定の統一化を行ってまいりましたが、議員御指摘のように市民の不公平感を払しょくしきれていない実態もでございます。

現在、本市では、第2次行政改革に取り組んでおり、この計画の項目に、「市の施設の統合・廃止等、施設配置の適正化」、また「市の施設使用料、利用料・手数料等の受益者負担の適正化、減免制度の見直し」があり、現在、順次取り組んでいるところでございます。全庁をあげた第2次行政改革において、施設の適正な配置及びコストなども加味した不公平感の生じない使用料体系を定めていきたいと考えております。

また、向原陶芸教室についてでございますが、向原生涯学習センター「みらい」の検討委員会におきまして、部屋の専有化・窯の移設は行わないとされました。吉田運動公園にある施設の共同利用も実現せず、現在の活動形態になったものでございます。

なお、吉田運動公園で活動されている団体は、高齢者大学のクラブ活動で、教育委員会主催事業でございますので、現在、減免規程により使用料を免除しておるところでございます。

いずれにいたしましても、市の文化センターは、今後とも、文化活動の拠点施設としてより多くの市民の方から利用をいただけるよう利用促進を図っていく必要があるものと認識しております。しかしながら文化活動が、あくまでも、各個人の自己実現を目的とするものであることから、今後、適正な受益者負担をいただくようになるものと考えており、市文化センターの使用料、減免規程についても、今後見直しを図っていく必要があるものと考えております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 よくある議論の中に料金の負担をするか、しないかという議論がされるわけですが、私は負担をしないというほうにそろえるということ言ってるのではなくて、先ほどもありましたように、活動しておられる皆

さん方も応分の負担はしなきゃいけないという考えは、全部とは言いません。それをするならやめるよって私に実際言われた方もおられます。けど、先ほどありましたように、理解をいただく中で、皆さんやっぱり受益者負担というものを考えていただく状況に、もう合併して10年になりますし、今そういう時期になっていると思います。多く課題を抱えていることは課題として捉えておられますので、今後に期待をしていきたいと思います。

2番目なのですが、同じ会議室、施設の利用でも、先ほども出していたいただきましたように、文化センター、人権会館、基幹集会所とそれぞれございます。人権会館などは現実的には利用する場合、減免規定をとって無料になっているというふうに分かっているんですけども、施設ができたその経過というものは理解ができるとしても、やっぱり市としての市民として利用していくには、その建物のできた経過がどうこうということではなくて、料金統一っていうのは必要になるのではないかとこのように私は考えますが、いかがでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの久保議員の御質問にお答えいたします。

「市民文化活動における公共施設の利用について」の御質問でございます。

議員御承知のとおり、人権会館は、安芸高田市人権会館設置及び管理条例により事業を行っております。設置目的は、人権啓発の推進及び市民生活の向上を図り、もって人権が尊重される社会の実現に資することとしております。そのために、設置の目的を達成するため、条例に基づき、各種クラブ活動、レクリエーション、教養文化活動等、地域住民の交流に関する事業を展開しております。条例により、目的外の利用の場合は、使用料を徴収することとなっておりますが、事業目的のため使用されていますので、現在、無料で使用していただいております。

しかし、先ほどの市内公共施設とのバランスも考慮する中で、これは今後検討をしていかないけん課題だと思っています。いろんな条例があるとかいっても10年もたったんですから、新しい見地に立って、適正な料金等の設定については、これからも検討していきたいということをお約束したいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 全体のバランスを考えながら、検討課題としてくという答弁をいただきましたので、今後に期待を申し上げます。

最後になりますが、臨時職員の採用についてお伺いいたします。

「どうすれば、市役所の臨時職員になれるん」ということを聞かれることがあります。職員定員適正化に努められていることは承知しています。各部署において、不足部分を臨時職員で対応されている現状もよく

存じております。採用については登録制とお聞きをしておりますが、同じ方がずっと来られているような状況もあり、市民の方から「公平ではないのではないか」との声も聞かれます。現状と対策についてお伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの久保議員の御質問にお答えをいたします。

先般の宍戸議員の一般質問にもお答えしましたが、臨時職員は、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、正規採用の特例として、緊急の場合や臨時の職に関する場合に採用することができるとしております。任用期間は6カ月の期間で更新期間1回、最長1年と定められております。

また、地方公務員の育児休業に関する法律第6条第1項第2号により育児休業者の代替としての任用も規定されており、任用期間は最長1年と定められております。任用期間は、それぞれの任用形態または組み合わせにより運用しておるところであります。

採用にあたっては、あらかじめ任用希望者の名簿を作成し、任用予定部署の業務の内容により、職務経歴や面接による適性を把握しておるところであります。本格的な人口減の時代と地方交付税の減額に対応しながらも、限られた人材と人員により、市民ニーズに最大限、こたえていく努力が、今後ともさらに必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 先ほどお答えをいただいた部分っていうのは、原則だと思います。これも知っております。

ですが、あえて質問させていただいたというのは、登録をするのに、多分総務課だったと思うんですけど、登録をしていくという、その採用の仕方と期間によってそれぞれの課に直接というのがあると思うんです。それで、あそこに何カ月、何週間ということをつないでいて年間通している人もいないか。そういう人は年間を通して次の年もいってないか。それはいいんですかって。そういうふうにするには、どうやったらいけるんですかって。よう知ってる人しかいられないんですかっていうことになるわけですよ。

やはり子育てをしながらでも少し働きたいとか、いろんな方が出ようにもどうやってしたらいいかわからないっていうふうなことが、登録制についても周知のほうは十分ですか。どういう方法をとってますかというのをお尋ねしたいです。

それから専門的な知識があって助けていただく場合もあると思うんです。そういう場合はもっと生かす任用の方法があるのではないかっていうふうに思います。箇所数は少ないかもわかりませんが、そういった場所はあるんじゃないかと思ひまして、あえてこの質問をさせていただき

ましたので、再度、お答えください。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 まず誤解があつてはいけませんので、臨時職員の任用形態について若干お話をさせていただきます。

いわゆる任期の定めのないフルタイムの職員、これがおるわけです。ただ、それにかわって臨時職員を採用するわけですが、業務の形態によりまして、例えば税の申告であるとか、短期的に出る仕事があるとか、あるいは職員が病気によって休む場合とか、こういった場合が一つあります。

また、職員の育児休業によりまして、これは最長3年間ほど育児休業ができますので、その法に基づいて臨時職員を採用することもございます。

いずれにつきましても、正規職員にかわって臨時職員を雇用しておるということではございません。必ずそういった任期の定めのない職員が休んだり、育児休暇をとったりするときに、スポット的に任用する職員がいるということでございます。

そして、市も事業主でございますので、希望者を順番にというわけにはまいりません。その時々任用する形態によりまして、いわゆる税の申告であれば、即戦力でお役に立てる人のお力をお借りしたいと。あるいは地理的に詳しい方がいらっしゃいましたら、その方をお願いすると。スポット的にはこういった任用方法をいたしております。

後段に出てきます、育児休業とか病気休暇などの場合につきましては、これは申し出によって登録制で任用いたしております。こちらにつきましても、前歴を見させていただいたり、あるいは面接をしたりいたしまして、市にとって事務的に能率が上がり利益になると、こういう観点から任用をさせていただいておるということでございます。

もう一つは、同じ職員が長くいるという御質問がございましたが、先ほど申しましたように、育児休暇は最長3年で本人の申請によって取ることができますので、地方公務員法による任用。また、育児休業法による任用、これを交互に使いながら任用しておるという形態もございます。これはもう当然、長期にわたって休業するものですから、同一の人を形態をかえながら任用したほうが市にとって有利であると、こういう判断をしておるということでございます。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

久保慶子さん。

○久保議員 育児休業並びに病休とか、そういうことに関して長期になるということは理解をしておりますが、私が同じ方がずっと来ているというのは、そういう例ではないことを申し添えますので、調査をいただければわかると思います。あえてこれ以上質問しませんが、市民の中にはそういう現状を見ながら、また仕事もあれこれ選べるとか、長い臨時はいいよね

っていうことが出ている状況があるという実態の中から質問をさせていただきましたということを申し添えまして、全体の市民の皆さんのお役に立てる仕事をしている職場に、何度も申しますが、不公平感が生じないような形での雇用をしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○塚本議長 以上で久保慶子さんの質問を終わります。  
以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、散会いたします。  
次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員